

平成28年度 四国地方公共工事品質確保推進協議会幹事会

日時：平成28年12月20日（火）
13:30～15:00

場所：高松サンポート合同庁舎
低層棟アイホールABC会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

- (1) 平成28年度の取り組み状況について 【資料－1】
- (2) 発注関係事務の実施状況（H28）の把握について 【資料－2】
- (3) 平成29年度の実施方針(案)について 【資料－3-1】
 - 平成28年度の県部会の主な取り組みについて 【資料－3-2】
- (4) 「四国品確協」設置要領の改正（案）について 【資料－4】
- (5) その他 【資料－5】
- (6) 意見交換会

4. 閉 会

「平成28年度 四国地方公共工事事品質確保推進協議会(幹事会)」出席者

H28.12.20 現在

機関名	幹事会構成員				代理出席者			随行者		
	所属	役職	氏名	出欠	所属	役職	幹事代理氏名	随行者役職	随行者氏名	
四国地方整備局	企画部	部長	畠中 秀人	○						
	企画部	技術調整管理官	赤松 薫	○						
	企画部	技術開発調整官	石田 和敏	○						
	企画部	総括技術検査官	湯佐 昭二	○						
	総務部(港湾)	総括調整官	鈴木 良彦	×	総務部(港湾)	契約管理官	川口 芳満			
	総務部	契約管理官	山田 久男	○						
	建政部	建設産業調整官	山田 智之	○						
	建政部	都市調整官	水谷 賢二	○						
	河川部	河川調査官	舩田 直樹	○						
	道路部	地域道路調整官	植松 真二	○						
	港湾空港部	港湾空港企画官	杉田 博章	○						
	港湾空港部	事業計画官	香川 泰良	○						
	営繕部	営繕調査官	福岡 芳明	○						
	中国四国農政局	農村振興部設計課	課長	荻野 憲一	×	農村振興部設計課	技術審査官	森田 功二		
四国森林管理局	治山課	課長	目黒 剛志	×	治山課	治山技術専門官	北代 典史			
四国運輸局(オブザーバー)	総務部会計課	課長	齊藤 剛士	○						
四国管区警察局(オブザーバー)	総務監察・広域調整部会計課	課長	松本 正幸	○						
第五管区海上保安本部(オブザーバー)	経理補給部経理課	課長	高橋 衛	×						
中国四国地方環境事務所	自然環境整備課	課長	杉田 高行	×	自然環境整備課	整備計画専門官	石月 聖文			
高松高等裁判所	事務局会計課	課長	白神 純一	×						
四国財務局	総務部会計課	課長	秋山 靖貴	○						
高松国税局	総務部	営繕監理官	辻 和伸	×	会計課	営繕第一係長	佐藤 彰治			
四国経済産業局(オブザーバー)	総務企画部 会計課	課長	大山 賢治	×						
西日本高速道路(株)四国支社	建設事業部	技術審査役	松永 佳弘	○						
本州四国連絡高速道路(株)	坂出管理センター	副所長	小林 克己	○						
(独)水資源機構 吉野川本部(オブザーバー)	吉野川本部 管理調整課	課長	一ノ瀬 泰彦	○						
徳島県	県土整備部	副部長	東村 正行	×	建設管理課	課長	折目 啓介	係長	宮島 崇	
	農山漁村振興課	課長	井形 圭治	○				監理専門主任	塩田 裕二	
	土木部	部長	横山 敏春	×	土木部	工事検査監	月岡 信裕			
	鳴門市	企画総務部	部長	林 泰右	×					
	小松島市	産業建設部	部長	内藤 雅人	×					
	阿南市	総務部	部長	袖友 秀二三	×					
	吉野川市	建設部	部長	村田 登志雄	×	監理課	課長	川村 政仁		
	阿波市	建設部	部長	大野 芳行	○					
	美馬市	経済建設部	部長	奥村 敏彦	○				総務課課長補佐 総務課課長補佐	山口俊尚 松浦英之
	三好市	建設部	部長	齋藤 英司	×	建設部	課長	松林 修治		
	勝浦町	建設課	課長	柳澤 裕之	○					
	上勝町	建設課	課長	中原 雅和	×					
	佐那河内村	建設課	課長	橋 孝治	○					
	石井町	建設課	課長	東内 徹	○					
	神山町	建設課	課長	東 圭祐	○					
	那賀町	会計課 検査室	副課長兼室長	吉田 勢	○					
	牟岐町	建設課	課長	寒葉 泰弘	○					
	美波町	建設課	課長	鶴木 敏夫	×	建設課	主査	猪谷 隆		
	海陽町	管財課	課長	森崎 忠憲	○					
松茂町	建設課	課長	小坂 宜弘	○						
北島町	総務課	課長	久次米 孝祥	×						
藍住町	建設課	課長	近藤 孝公	×						
板野町	建設課	課長	賀満田 輝喜	○				建設課主幹	松浦 賢治	
上板町	建設課	課長	福井 一生	×						
つるぎ町	管財課	課長	古城 忠美	×						
東みよし町	建設課	課長	吉村 英次	×	建設課	主幹	小浦 清	主査	田岡 雅啓	
香川県	土木部	次長	大西 泰史	○				課長補佐 主事	黒川 憲哉 岡田 直子	
	農村整備課	課長	井川 一郎	○				課長補佐 副主幹 課長補佐	阿河 賢治 山下 敬典 柳 孝志	
高松市	財政局	局長	外園 暖	×	技術検査室	室長	山下 利彦	副主幹	富岡 宏司	
丸亀市	都市整備部	部長	谷口 信夫	○						
坂出市	総務課	課長	香西 秀紀	○				総務課課長補佐	福家 浩文	
善通寺市	総務部	部長	池脇 貴司	×	総務課	課長	尾池 修	総務課係長	津島 省吾	
観音寺市	総務部	部長	原 幸弘	×	総務課	契約係長	西谷 一洋			
さぬき市	建設経済部	部長	菰下 義浩	○						
東かがわ市	総務部	部長	熊本 浩之	×	総務課	副主幹	上枝 勉			
三豊市	建設経済部	課長	三好 進	○						
土庄町	建設課	課長	濱口 浩司	×						
小豆島町	建設課	課長	三木 宜紀	○						
三木町	契約監理室	室長	佐々木 周二	×						
直島町	建設経済課	課長	荒木 慶悟	×						
宇多津町	地域整備課	課長	松井 優	×	地域整備課	副主幹	森 一栄			
綾川町	総務課	課長	谷岡 学	○						
琴平町	農政土木課	課長	友枝 一朗	×						
多度津町	総務課	課長	矢野 修司	×	総務課	係長	石原 政季			
まんのう町	総務課	課長	高嶋 一博	○						

「平成28年度 四国地方公共工物品質確保推進協議会(幹事会)」出席者

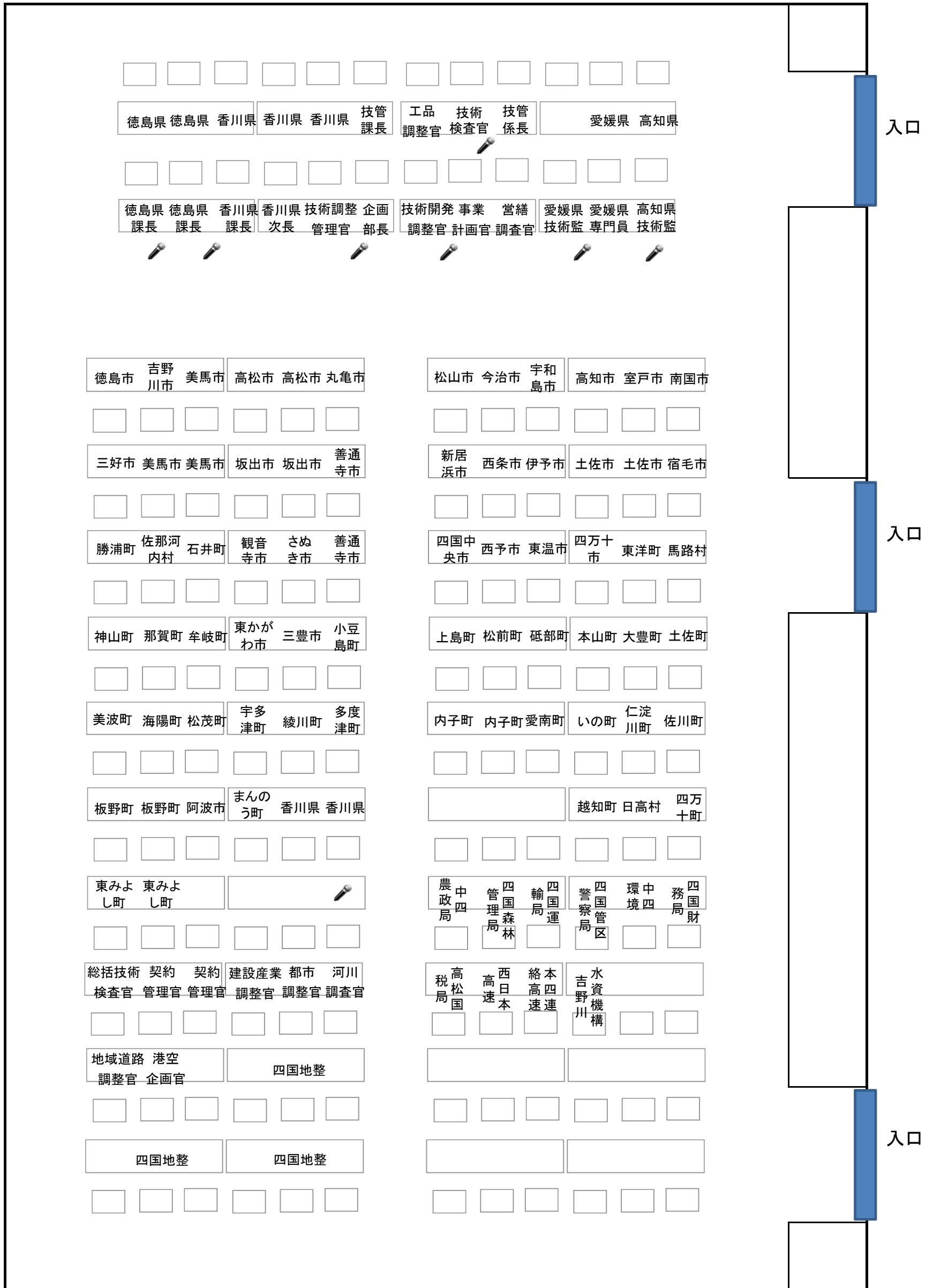
H28.12.20 現在

機関名	幹事会構成員				代理出席者			随行者	
	所属	役職	氏名	出欠	所属	役職	幹事代理氏名	随行者役職	随行者氏名
愛媛県	土木部	技術監	大谷 悟	○				技術企画室係長	河野成司
	農業振興局農地整備課	課長	久枝 司	×	農業振興局農地整備課	工事検査専門員	笠見 隆俊		
松山市	総務部	副部長	横本 勝己	×	契約課	主事	瀧本 裕氏		
今治市	総務部	部長	渡辺 英徳	×	契約課	係長	横山 準		
宇和島市	建設部	部長兼技術管理室長	小川 文男	×	建設部 技術管理室	室長補佐兼技術管理係長	高野 信三		
八幡浜市	財政課	課長	藤堂 耕治	×					
新居浜市	総務部	部長	寺村 伸治	×	総務部	総括次長	曾我部 信也		
西条市	財務部	部長	近藤 都数		工事検査課	副課長	豊田 茂		
大洲市	総務部	部長	松田 眞	×					
伊予市	総務部	部長	海田 秀司	×	総務課	課長補佐	武智 博		
四国中央市	財務部	部長	宝利 良樹	×	契約検査課	課長	坂上 順一		
西予市	総務部	部長	宗 正弘	×	総務部	工事検査監	三瀬 文丈		
東温市	総務部	部長	永野 昌二	×	総務課	係長	宮崎 良樹		
上島町	産業建設部	部長	越智 康浩	○					
久万高原町	総務課	課長	佐藤 理昭	×					
松前町	総務部	部長	金子 知芳	×	総務部	技監	横山 眞史		
砥部町	企画財政課	課長	大江 章吾	×	企画財政課	係長	小濱 英司		
内子町	建設デザイン課	課長	正岡 和猶	○				管理係長	高盛 直樹
伊方町	総合政策課	課長	坂本 明仁	×					
松野町	総務課	課長	八十島 温夫	×					
鬼北町	総務財政課	課長	松本 幸男	×					
愛南町	企画財政課	課長	児島 秀之	×	企画財政課	係長	入江昌晃		
高知県	土木部	土木技術監兼建設検査長	天野 祝治	○				主幹	山本 隆介
	農業基盤課	課長	松尾 祐輔	×					
高知市	都市建設部	部長	清水 博	×	技術監理課	課長	小松 雅幸		
室戸市	財産管理課	課長	黒岩 道宏	○					
安芸市	企画調整課	課長	野川 哲男	×					
南国市	建設課	課長	松下 和仁	×	建設課	課長補佐兼土木第一係長	橋詰 徳幸		
土佐市	総務課	課長	中内 一臣	×	総務課	管財班長	関 祐介	管財係長	佐竹 俊文
須崎市	総務課	課長	高和 佳夫	×					
宿毛市	総務課	課長	河原 敏郎	×	総務課	課長補佐兼契約係長	宮本 潤		
土佐清水市	まちづくり対策課	課長	横山 周次	×					
四万十市	まちづくり課	課長	地曳 克介	○					
香南市	住宅管財課	課長	岡本 光広	×					
香美市	管財課	課長	柳本 隆司	×					
東洋町	産業建設課	課長	伊吹 真貴博	○					
奈半利町	地域振興課	課長	濱内 恵一	×					
田野町	まちづくり推進課	課長	山本 卓弥	×					
安田町	経済建設課	課長	竹内 良和	×					
北川村	建設課	課長	渡邊 隆也	×					
馬路村	産業建設課	課長	谷脇 勝久	○					
芸西村	経済建設課	課長	松本 巧	×					
本山町	建設課	課長	川村 哲	○					
大豊町	産業建設課	課長	小林 雅文	○					
土佐町	建設課	課長	澤田 裕彦	×	建設課	課長補佐	近藤 裕司		
大川村	事業課	課長	近藤 淳	×					
いの町	管財契約課	課長	西村 正信	○					
仁淀川町	総務課	課長	片岡 晴彦	×	総務課	主幹	瀧本 紘平		
中土佐町	建設課	課長	山田 尚宏	×					
佐川町	産業建設課	課長	公文 博章	×	総務課	係長	山本 寿史		
越知町	建設課	課長	前田 桂蔵	×					
梶原町	環境整備課	課長	矢野 準也	×					
日高村	建設課	課長	大川内 慎治	○					
津野町	産業建設課	課長	高橋 正光	×					
四万十町	総務課	課長	樋口 寛	○					
大月町	建設環境課	課長	山下 清司	×					
三原村	産業建設課	課長	田辺 政克	×					
黒潮町	総務課	課長	森田 貞男	×					
合計			○	52			37		12

○平成28年度 四国地方公共工事情品質確保推進協議会幹事会 座席表

日時:平成28年12月20日(火) 13:30~15:00

会場:アイホール A・B・C会議室



～会議での注意事項～

- ◆携帯電話等の音の出る機器については、電源を切るか音が鳴らないようマナーモードに設定してください。
- ◆会議室内における携帯電話での通話をご遠慮ください。
- ◆会議室内は禁煙です。喫煙は「喫煙所」でお願いします。

平成28年度 四国地方公共工事品質確保推進協議会 幹事会資料

目次

資料1	：平成28年度の取り組み状況について	P1-1~7
資料2	：発注関係事務の実施状況(H28)の把握について	P2-1
資料3-1	：平成29年度実施方針(案)について	P3-1-1~18
資料3-2	：平成28年度の県部会の主な取り組みについて	P3-2-1~11
資料4	：「四国品確協」設置要領の改正(案)について	P4-1~4
資料5	：その他	
	発注見通しの統合・公表	P5-1
	『改正品確法等の効果に係るアンケート』及び	P5-2~15
	『設計変更等に関するアンケート』について	

平成28年度の取り組み状況について

四国地方公共工事品質確保推進協議会の取り組み状況(設立時～)

平成17年4月1日 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」施行

平成18年7月12日
四国地方公共工事
品質確保推進協議会設立
(略称：四国品確協)

<メンバー> 整備局、4県、4市
<目的> 協力体制の強化、情報交換による連携
発注者支援業務の体制づくり、地方公共団体等への支援等
→公共工事の品質確保の推進及び発注者支援に寄与

◎H20年度には他省庁等も加え、現在の体制に拡充(11国の機関、3特殊法人、4県、95市町村)

毎年度
協議会(幹事会)
を開催
協議会=6回、幹事会=7回

<会議での主な内容>
(1)総合評価方式の導入・拡大等
(2)発注者支援の具体的な施策展開
(3)地方公共団体等への発注関係事務の支援等の運営管理
(4)協力体制の強化のために関係機関との連携
(5)その他前条の目的を達成するために必要な事項

平成26年6月4日 「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」(公布・施行)

現在及び将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保の促進

平成26年7月16日 四国品確協 幹事会 開催

平成26年9月30日 「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(基本方針)」(閣議決定)

平成27年1月26日 四国品確協 協議会 開催

品確法第22条「発注関係事務の運用に関する指針」(運用指針)」(1/30策定)

四国品確協 各県部会発足 2/12徳島県、2/2香川県、2/4愛媛県、2/5高知県

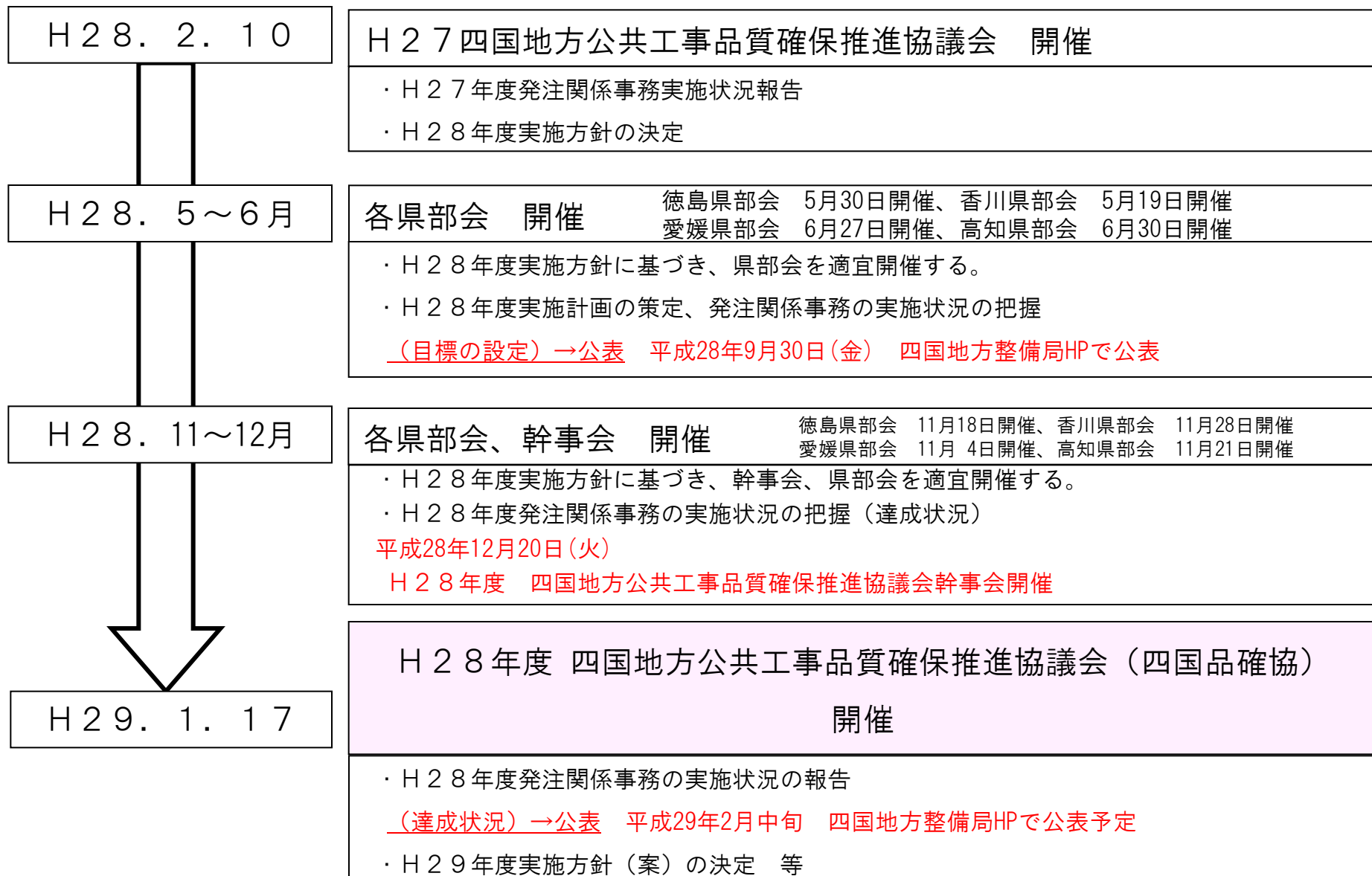
平成27年4月1日 品確法運用指針に基づく発注関係事務の運用開始

改正品確法第二十二条に基づく
運用指針の策定

運用指針の
運用開始

品確法に基づく取り組み
四国品確協の活動

四国地方公共工事品質確保推進協議会の取り組み状況(平成28年度)



平成28年度四国品確協活動状況

連携

① 県部会を中心として自治体支援活動を実施

- ・各県部会
 第1回県部会＝徳島県：H28. 5.31 香川県：H28. 5.19 愛媛県：H28. 6.27 高知県：H28. 6.30
 第2回県部会＝徳島県：H28.11. 18 香川県：H28.11.28 愛媛県：H28.11.4 高知県：H28.11.21
- ・発注関係事務の実施状況(H28)について把握
- ・発注見通しの公表・・・4県、市町村、国、特殊法人のHPリンクを拡充。国、特殊法人、愛媛県内の自治体は全て実施済
- ・入札不調・不落状況の把握・・・随時や定期的(毎月)、『四国ブロック不調不落対策ホットライン』として不調・不落情報の報告

臨場

② 自治体支援(工事検査・成績評定の臨場)の活用推進 (11月30日現在)

整備局	・ 7～ 9月 臨場33名(7自治体)16工事	各県	・徳島県： 7市町村20名	合計	25自治体	81名 (述べ)
	・10～12月 臨場8名(3自治体) 4工事(取組中)		・香川県： 3市町4名			
	・ 1～ 2月 申込み受付予定		・愛媛県： 5市町16名			

研修

③ 国・県等の既存研修制度等の活用推進

主催者以外への研修参加者数(一部県職員も含む)	合計 1110名
徳島県：161名(4研修)、香川県：374名(4研修等)、愛媛県：204名(3研修等)、高知県：304名(7研修等)、整備局：67名(16研修)	

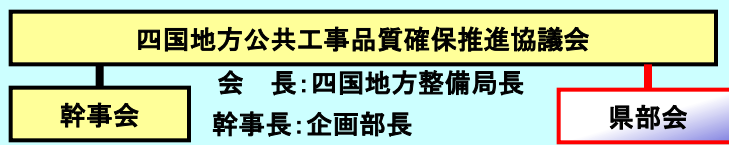
派遣

④ 国・県の職員等を学識経験者として活用推進 (11月30日現在)

各県	県職員等を学識者として派遣した市町村	整備局	国職員を派遣	合計 21自治体
	徳島県：6市町、香川県：3市町、愛媛県：8市町、高知県：3市町		香川県：1市	

平成28年度四国品確協活動状況

①県部会を中心として自治体支援活動を実施



H28第2回愛媛県部会(H28.11.4)

- 徳島県部会** 部会長: 徳島県土整備部長
(H27.2.12発足) 代表事務所: 徳島河川国道事務所、小松島港湾・空港整備事務所
- 香川県部会** 部会長: 香川県土木部長
(H27.2.2発足) 代表事務所: 香川河川国道事務所、高松港湾・空港整備事務所
- 愛媛県部会** 部会長: 愛媛県技術監
(H27.2.4発足) 代表事務所: 松山河川国道事務所、松山港湾・空港整備事務所
大洲河川国道事務所
- 高知県部会** 部会長: 高知県土木技術監
(H27.2.5発足) 代表事務所: 高知河川国道事務所、高知港湾・空港整備事務所
中村河川国道事務所

平成28年度 県部会開催状況

※参加団体数、参加者数には、整備局・県含む。

【徳島県部会】

- 第1回県部会**
 ■開催日 H28.5.31
 ■参加団体数22団体、参加者数39人
 ■主な内容
 ○発注関係事務の適切な実施に向けて
 ○情報提供
- 第2回県部会**
 ■開催日 H28.11.18
 ■参加団体数22団体、参加者数37人
 ■主な内容
 ○公共事業の品質確保について
 ○地域建設企業の資金調達円滑化に関する取組みの促進等について
 ○品確法を踏まえた官庁営繕の主な取組み
 ○平成28年度発注関係事務の取組みについて
 ○情報提供

【香川県部会】

- 第1回県部会**
 ■開催日 H28.5.19
 ■参加団体数17団体、参加者数46人
 ■主な内容
 ○発注関係事務の実施状況について
 ○平成28年度実施計画(案)について
 ○情報提供
- 第2回県部会**
 ■開催日 H28.11.28
 ■参加団体数17団体、参加者数35人
 ■主な内容
 ○発注関係事務の実施状況について
 ○四国品確協香川県部会活動報告
 ○公共工事の品質確保について
 ○地域建設企業の資金調達円滑化に関する取組みの促進等について
 ○品確法を踏まえた官庁営繕の主な取組

【愛媛県部会】

- 第1回県部会**
 ■開催日 H28.6.27
 ■参加団体数22団体、参加者数56人
 ■主な内容
 ○愛媛県・市町における総合評価落札方式の実施状況について
 ○発注関係事務の実施状況の把握について
 ○平成28年度愛媛県部会の取組みについて
 ○発注の平準化について
 ○その他、意見情報交換
- 第2回県部会**
 ■開催日 H28.11.4
 ■参加団体数22団体、参加者数50人
 ■主な内容
 ○公共工事の品質確保について
 ○品確法を踏まえた官庁営繕の主な取組
 ○平成28年度愛媛県部会における取組みについて
 ○発注関係事務の実施状況について
 ○市町における総合評価落札方式の実施状況について

【高知県部会】

- 第1回県部会**
 ■開催日 H28.6.30
 ■参加団体数28団体、参加者数53人
 ■主な内容
 ○平成28年度発注関係事務の把握について
 ○発注見通しの共有化
 ○意見交換
- 第2回県部会**
 ■開催日 H28.11.21
 ■参加団体数31団体、参加者数50人
 ■主な内容
 ○公共工事の品質確保について
 ○地域建設企業の資金調達円滑化に関する取組みの促進等について
 ○品確法を踏まえた官庁営繕の主な取組
 ○高知県部会の取組状況について

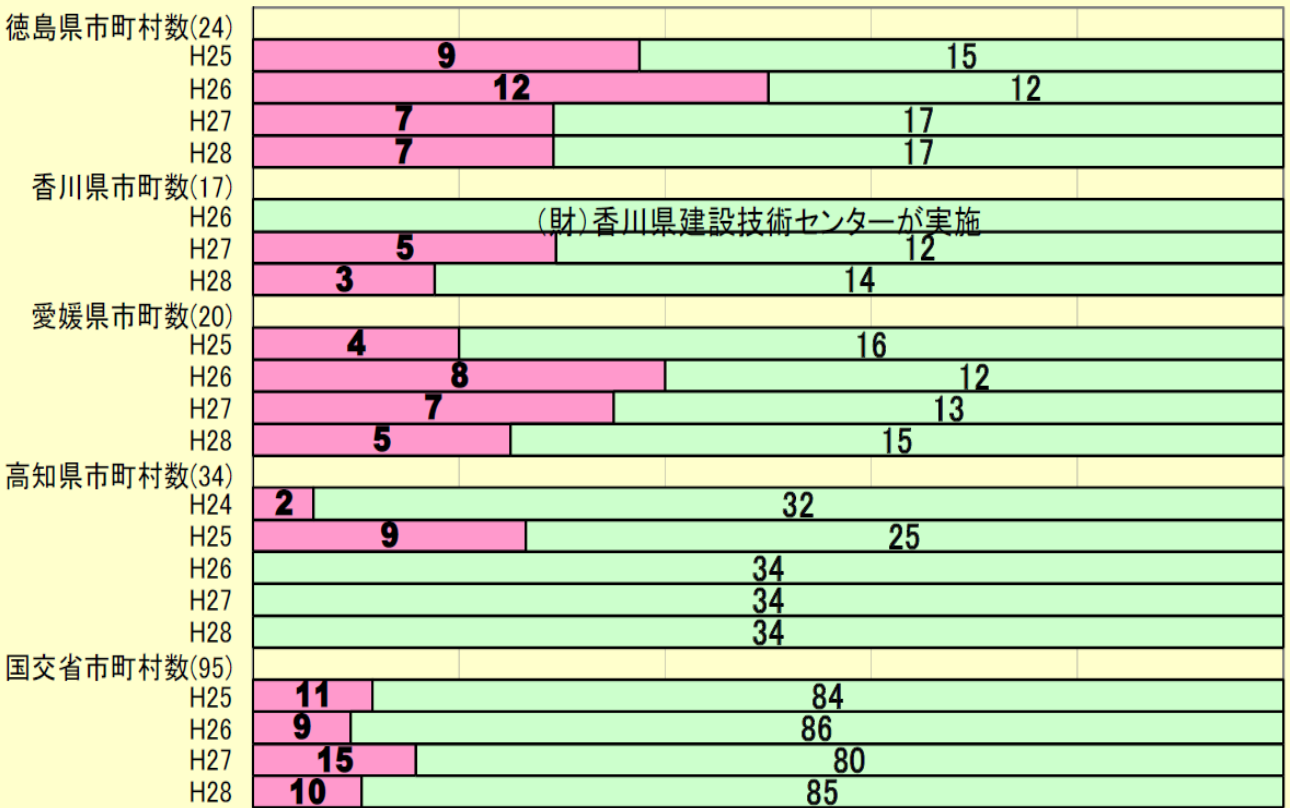
平成28年度四国品確協活動状況

②自治体支援(工事検査・成績評定の臨場)の活用推進(継続) 11月30日現在

- 自治体発注担当者等の工事検査・工事成績評定能力の向上を目的として、国・県の工事検査、成績評定の臨場(実地研修)を実施。
- 四国全体における11月30日現在迄の臨場者は、25自治体81名。

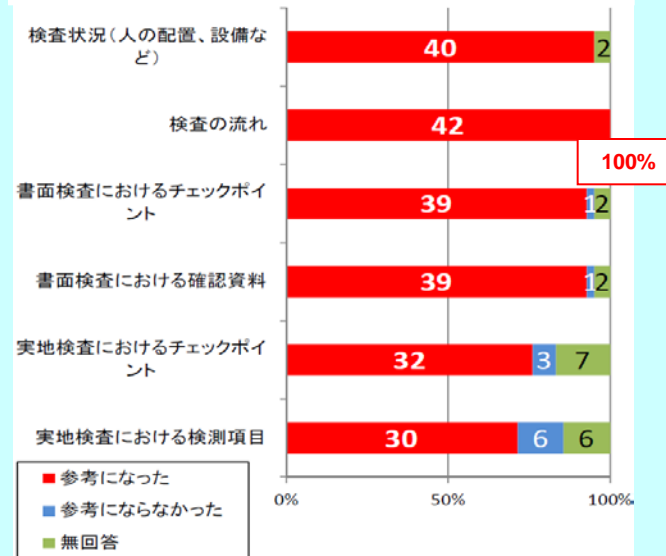
【国・県の工事検査・成績評定に臨場した市町村数】

■臨場のある市町村数
□臨場のない市町村数



※国交省8件は各県と4件ダブリ含む。

【国・臨場者のアンケートより】



状況や流れ、書面検査は
9割以上が
「参考になった」と回答。

実地検査は
約7割以上が
「参考になった」と回答。

平成28年度四国品確協活動状況

③国・県等の既存研修制度等の活用推進(継続)

- ・自治体発注担当者等の必要な知識習得、技術力向上を図るため、国、県等の研修制度を積極的活用
- ・四国全体における平成28年度の既存研修制度の活用状況は、国・県とも例年より参加人数が増

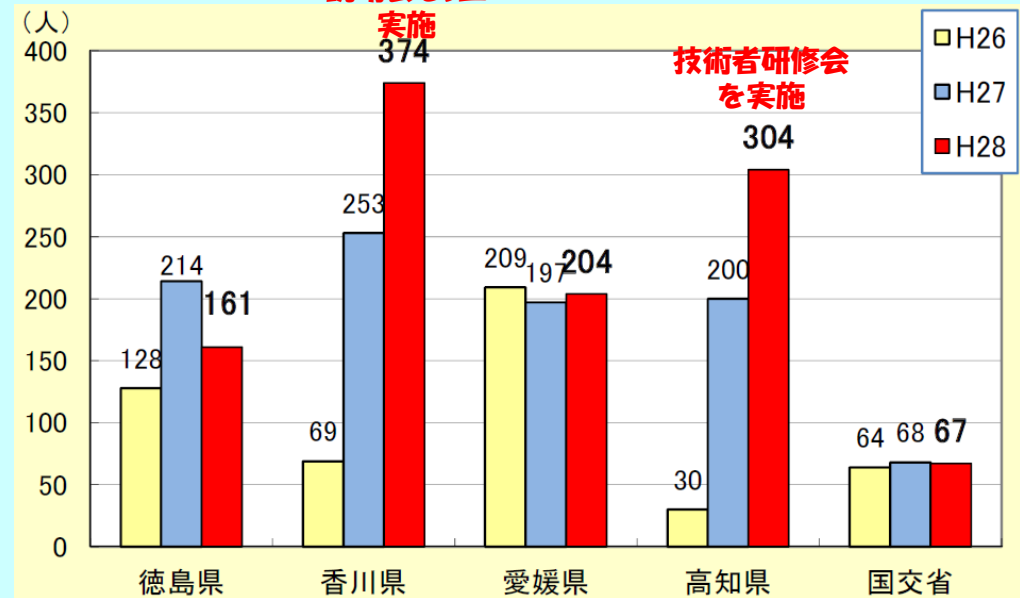
参加状況(H28.11.末現在)

◆徳島県： 4研修(3,3) [※]	161名(214,128) [※]	※()内は(H27,H26)実績
◆香川県： 4研修(4,3)	374名(253,69)	県職員も含む
◆愛媛県： 3研修(3,3)	204名(197,209)	
◆高知県： 7研修(3,1)	304名(200,30)	
◆国交省： 16研修(11,14)	67名(68,64)	

四国全体：30研修(24,24) 1110名(932,500)

【国・県の研修への市町村職員の参加状況】

基準書等改訂
説明会を5回
実施



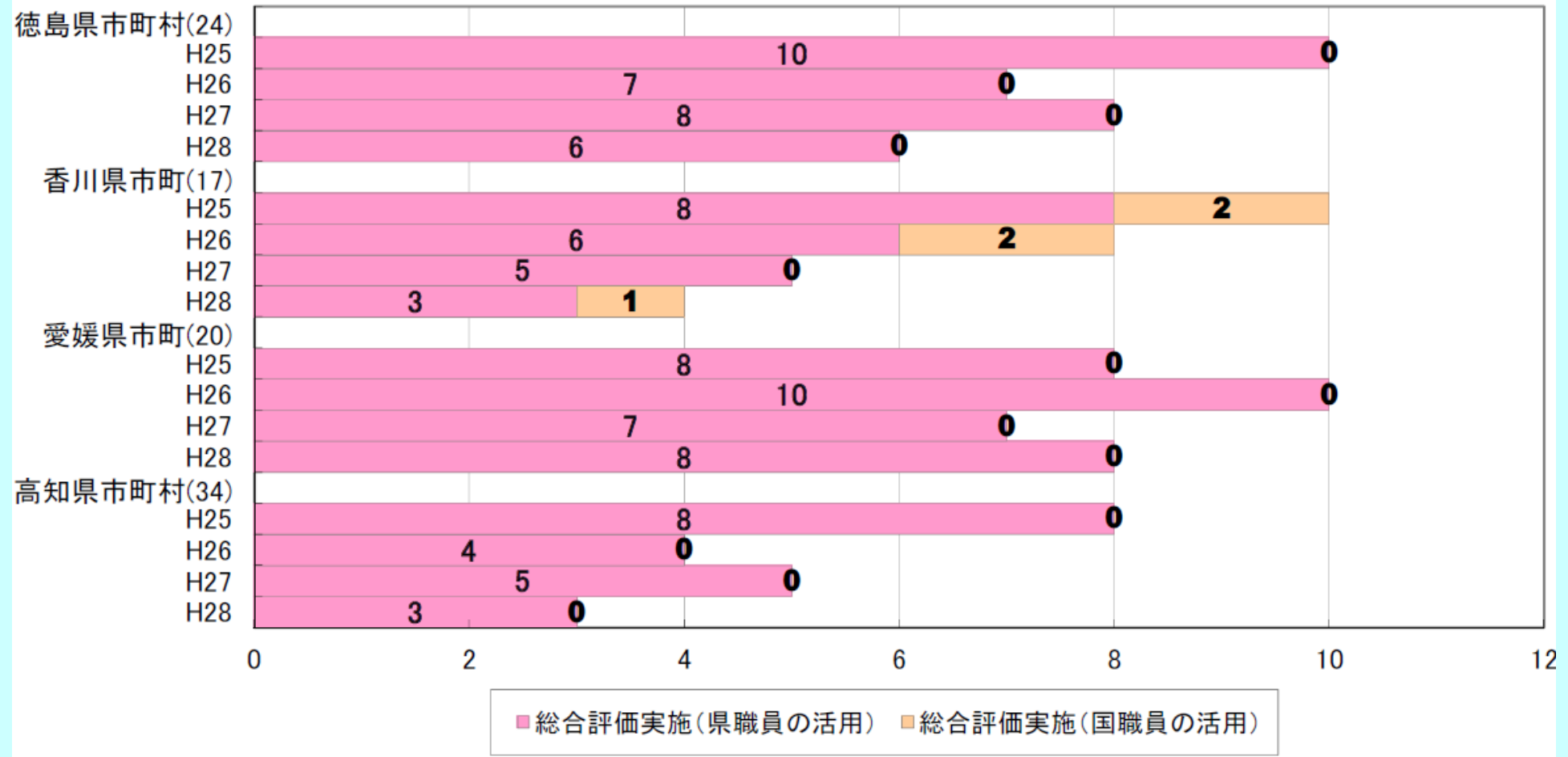
平成27年度四国品確協活動状況

④学識経験者として国・県等派遣職員の活用推進(継続) 11月30日現在

・四国全体における平成28年度の国・県等派遣職員の活用市町村は、21市町村であり、活用状況は減少
(H27年度:25市町村)

※学識経験者には、意見を聴く発注者とは別の公共工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含まれる。
(公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針の一部変更について H26. 9. 30閣議決定より) ※(H28.11.末現在)

【意見聴取を行う学識者としての国・県職員等を活用した市町村数】



発注関係事務の実施状況(H28)の把握について

発注関係事務の実施状況(H28)の把握について

- ・「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」を踏まえて、発注関係事務を適切かつ効率的に実施するため、取り組むべき事項を整理。
- ・地域発注者協議会(四国品確協)を通じて、各発注者の発注関係事務の実施状況等を把握。
- ・平成28年度は、運用指針の主なポイントの「必ず実施すべき事項」について、工事と業務の実施状況を把握し公表。また、運用指針の主なポイントの「実施に努める事項」について、工事の実施状況を把握し公表。

◆必ず実施すべき事項

大項目	小項目	工事	業務	備考
予定価格の適正な設定				
	最新の積算基準の適用	○	○	
	最新の労務【技術者】単価等の適用(年度途中で改定があった場合は見直す)	○	○	
	適正な工期の設定(準備・後片付・雨天・休日等不稼働日等考慮)	○	○	
歩切りの根絶		○	○	
低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等		○	○	
	低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定	○	○	工事は品確協継続取り組み
	予定価格の原則事後公表	○	○	工事は品確協継続取り組み
適切な設計変更				
	施工条件の変化等に応じた適切な設計変更【精算変更の実施】	○	○	
発注者間の連絡体制の構築				
	発注関係事務の実施状況の把握	—	—	協議会にて調査

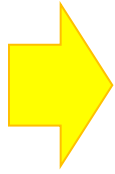


平成28年度は工事・業務ともに実施状況等を把握し公表
(公表様式及び公表の凡例は別添資料-1)

【 】は業務

◆実施に努める事項

大項目
工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用
発注や施工時期の平準化
見積りの活用
受注者との情報共有、協議の迅速化
完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価 ※



平成28年度第1回県部会で把握項目を設定
(公表様式及び公表の凡例は別添資料-1)

※完成後の施工品質の確認及び評価のあり方を国で検討中

平成29年度実施方針(案)について

協議会のスケジュール(案)について



協議会の実施方針(案) (H28年度と実施方針の変更無し)

1. 公共工事の品質確保の促進に向けた取組

○現在及び将来にわたるインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、各発注者が改正品確法第7条に規定する「発注者の責務」等を踏まえて、発注関係事務を適切かつ効率的に実施する。

2. 発注者間の連携や調整

- ①各発注者の発注関係事務の実施状況を把握・公表
- ②発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施のために必要な連携や調整
- ③発注者共通の課題への対応や各種施策の推進

3. 地方公共団体等への発注関係事務の支援等

○地方公共団体等への発注関係事務の支援等及びその運営管理

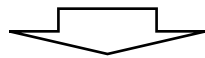
- ・四国品確協活動状況及び発注関係事務の実施状況の把握結果を踏まえた国・県の個別支援 (重点活動項目案)
- ・品質確保関係相談窓口(国・県)の活用
- ・外部からの支援体制の活用
- ・工事検査・成績評定の臨場の活用
- ・国・県等の既存研修制度の活用
- ・国・県の職員等を学識経験者として活用
- ・国と県による市町村との意見交換の実施等

H29四国品確協での重点活動項目(案)について

H29年度は、国と各県が発注関係事務の達成状況等を踏まえた自治体支援を行い、運用指針の取組みを進めたい。

(現状)→ 運用指針施行後、概ね2年が経過

- 1)各地方公共団体の発注関係事務の実施状況については概ね把握(2年間の実施状況を蓄積)
- 2)発注関係事務の実施状況の個別問題点については今後把握が必要
- 3)各県部会への出席状況(2年間)から個別に情報の提供等が必要な地方自治体は概ね把握



(具体的な行動(案))→ 各県毎のテーマを決めてキャラバンを実施

- 1)個別に各地方公共団体へキャラバンを行い、情報を提供。
- 2)個別に各地方公共団体の問題点等について、聞き取りを行い個別の事情に応じた的確な支援。
- 3)県部会等への参加の促進。

発注関係事務の実施状況(H29)の把握について

発注関係事務の実施状況(H29)の把握について

- ・「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」を踏まえて、発注関係事務を適切かつ効率的に実施するため、取り組むべき事項を整理。
- ・地域発注者協議会(四国品確協)を通じて、各発注者の発注関係事務の実施状況等を把握。
- ・平成29年度は、引き続き運用指針の主なポイントの「必ず実施すべき事項」について、工事と業務の実施状況を把握し公表。また、運用指針の主なポイントの「実施に努める事項」について、工事の実施状況を把握し公表

◆必ず実施すべき事項

大項目 小項目	工事	業務	備考
予定価格の適正な設定			
最新の積算基準の適用	○	○	
最新の労務【技術者】単価等の適用(年度途中で改定があった場合は見直す)	○	○	
適正な工期の設定(準備・後片付・雨天・休日等不稼働日等考慮)	○	○	
歩切りの根絶	○	○	
低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定・活用の徹底等	○	○	
低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定	○	○	
予定価格等の原則事後公表	○	○	
適切な設計変更			
施工条件の変化等に応じた適切な設計変更【精算変更の実施】	○	○	
発注者間の連絡体制の構築			
発注関係事務の実施状況の把握	—	—	協議会にて調査

【 】は業務

発注関係事務の実施状況(H29)の把握について

◆実施に努める事項(工事)

大項目
工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用
発注や施工時期の平準化
見積りの活用
受注者との情報共有、協議の迅速化
完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価 ※

※完成後の施工品質の確認及び評価のあり方を国で検討中



平成28年度状況を踏まえて、平成29年度の小項目及び実施状況等の目標を設定、実施状況を把握し公表
※平成29年度第1回県部会で把握項目を設定する予定

発注関係事務の実施状況(H29)の把握について

公表のイメージ(H29調査様式)

機関名	大項目											
	小項目				小項目				小項目			
	H29年度 目標	実施 状況	その他 (実施状 況に変わ る取り組 みがあれば記載)	備考 (補足説 明等)	H29年度 目標	実施 状況	その他 (実施状 況に変わ る取り組 みがあれば記載)	備考 (補足説 明等)	H29年度 目標	実施 状況	その他 (実施状 況に変わ る取り組 みがあれば記載)	備考 (補足説 明等)

発注関係事務の実施状況(H29)の把握について

凡例のイメージ

実施目標の凡例

記号	内容	説明
◎	実施済み	過年度より本格的に実施済みであり、当該年度にも継続して実施予定の場合 又は、当該年度に本格実施済の場合に選択
○	実施予定	過年度に実施がなく、当該年度に本格的に実施予定の場合 又は、過年度に一部実施(試行)済みであり、当該年度より本格的に実施の場合に選択
□	一部実施	当該年度に一部のみ実施(試行)の場合に選択
△	実施検討中	当該年度に実施する予定がなく、実施に向けた検討を行う場合に選択
—	実施予定無し	当該年度に実施する予定がない、該当が無い場合に選択

※実施の考え方

- ・○○設計業務「原則全て」等、対象業務全件に適用する場合→「◎:実施済み」、「○:実施予定」
- ・○○設計業務のうち○○件程度等、一部案件に適用する場合→「□:一部実施」
- ・試行的に○○件程度実施又は実施予定→「□:一部実施」
- ・実施予定無しを選択した場合、該当案件が無い場合は備考欄に”該当案件無し”と記載
- ・最新の積算基準の適用等において部局で異なる場合→「□:一部実施」

実施状況の凡例

記号	内容	説明
○	実施	目標が達成された場合に選択
△	一部実施	目標の一部が達成された場合に選択(実施目標で実施予定無し以外を選択した場合)
×	実施無し	1.実施目標で実施予定無しを選択した場合 2.目標設定したが達成出来なかった場合
—	該当無し	当該年度に該当が無かった場合

運用指針に基づく発注関係事務に関する全国統一の指標

運用指針に基づく発注関係事務に関する全国統一の指標

基本的な考え方

平成26年に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下、品確法という)が改正され、この品確法第22条において、国は発注者を支援するため、運用に関する指針(以下、運用指針という)を定めることを規定され、平成27年1月に運用指針が策定されました。

各発注者においては、運用指針等により、発注関係事務の適切な運用を図るよう努めるとともに、全ての市町村を構成員に含む、公共工事品質確保推進協議会等を通じて、発注者が連携し発注関係事務の実施状況の把握等、発注関係事務の適切な運用に向けた取組みをしています。

全国的に一層の発注関係事務の改善に取り組むためには、自らの発注関係事務について客観的な状況を把握できる、全国統一的な指標の設定が必要と考えられるため、下記の重点項目について設定をしました。

重点3項目について

運用指針に掲載されている実施項目のうち、受発注者双方の視点、有識者による委員会での議論から、次の項目について、指標を設定しました。

(1) 適正な予定価格の設定

- ・最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積り等の活用)
- ・単価の更新頻度

(2) 適切な設計変更

- ・設計変更ガイドラインの策定・活用状況
- ・設計変更の実施工事率

(3) 施工時期等の平準化

運用指針に基づく発注関係事務に関する全国統一の指標

進め方(案)

H28. 2	重点3項目（積算、設計変更、平準化）を中心に、各協議会での目標設定の状況を収集
H28. 3	指標(案)の検討 ※H28. 5に指標(案)について事前照会
H28. 8 ～10	各協議会へ指標（案）等の情報提供 各協議会へ指標（案）についての意見照会
H28. 10 ～	指標の決定
H29 第1四半期	指標値の状況の把握、公表
以降	各協議会等において自主評価 必要な連携、支援を実施
	評価結果の分析・公表や目標設定等、指標の活用策を検討

H29. 1. 17開催の
H28年度四国品確協議会にお
いて審議

運用指針に基づく発注関係事務に関する全国統一の指標

指標（案）等の情報提供、 意見照会

事 務 連 絡

平成 28 年 8 月 2 日

地域発注者協議会 事務局 様
(地方整備局企画部技術管理課長等 様)

国土交通省
大臣官房技術調査課建設技術調整室 課長補佐

運用指針に基づく発注関係事務に関する全国統一の指標について

各省各庁の長、特殊法人等の代表者及び地方公共団体の長は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号。以下「品質確保法」という。）、同法に基づき策定された「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成26年9月閣議決定により変更。以下「基本方針」という。）及び同法に基づき策定された「発注関係事務の運用指針」（平成27年1月策定。以下「運用指針」という。）に従い、発注関係事務の適切な運用を図ることとされております。

運用指針では、地域発注者協議会等を通じて実施状況等を把握するとともに、それを踏まえて、各発注者は発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施のために必要な連携や調整を行うこととされております。

これまでも地域発注者協議会において、目標設定や実施状況の把握等を行っていただいているものと承知しておりますが、今後、全国的に一層の発注関係事務の改善に取り組むためには、自らの発注関係事務について客観的な状況を把握できる統一的な指標の設定が有効な手段であると考えております。

そこで、別添のとおり、全国統一の指標の案を作成しましたので、地域発注者協議会において、その設定について議論していただければ幸いです。

また、今回の案の作成にあたっては、受発注者双方の視点から特に重点的な取組みが必要と考えられる「適正な予定価格の設定」、「適切な設計変更」、「施工時期等の平準化」を重点項目に設定し、それぞれ指標の項目案を作成しております。全国統一の指標を設定する取組および項目案に対する意見があれば、9月9日（金）までに別添の様式にて提出いただくようお願いします。

運用指針に基づく発注関係事務に関する全国統一の指標

指標の定義や算出、評価方法に関する質問が多数であった。

実施項目	指標(案)		意見内容	回答
適正な予定価格の設定	最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積り等の活用)	県	定義に「見積り等により積算する要領を整備し運用しているか」とあるが、 <u>積算基準の中で見積りの方法について明記しており、これは要領と解釈してよいか。</u>	「要領」とは、一定のルールを定めているということであり、分かるように注釈を付けます。
適正な予定価格の設定	単価の更新頻度	県	<u>資材・材料によって単価変動の頻度が異なるため、単価更新頻度を一律に1ヵ月をa評価とする指標を設定するのは適切ではない</u> と考える。	単価の更新頻度が工種により異なることから指標分類を下記の通りとしたい。 a: 最新単価(1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当)、b: 3ヶ月以内、c: 6ヶ月以内、d: 12ヶ月以内、e: それ以上
適切な設計変更	改正品確法を踏まえた設計変更ガイドラインの策定・活用状況	—	指標分類(案)C: 変更設計を実施していないは、どの様に解釈をすれば良いのか。変更設計自体を実施していないことを指すものでしょうか。	当初契約のまま契約変更していない場合が「c.」にあたります。 <u>また設計変更ガイドラインを自ら策定せず、他機関のものを準用している場合は、「b.」となります。</u>
適切な設計変更	設計変更の実施工事率	市町	市町では指標分類算定の分母となる500万以上の <u>工事件数が少ない</u> ので、結果が大きく変動する可能性があることから公表の方法について <u>十分検討していただきたい</u> 。例えば、分母数の少ない市町は、その旨が分かる記載を摘要欄に記載するなど。	全国統一指標については、 <u>各発注者の発注関係事務について客観的に把握することを目的</u> としています。この観点から指標は発注者単位で算出することを基本としています。なお、公表や分析、評価等を行う際には、指標の値が実態と異なる認識とならないよう留意が必要であると考えています。
施工時期等の平準化	平準化率	市町	<u>発注時期が限られる工事については平準化率から外すなど、何らかの配慮</u> が必要。 予算規模が小さく発注件数が少ない自治体では、大型事業の発注時期に大きく左右されるため、発注金額による平準化は困難。	全国統一指標については、 <u>各発注者の発注関係事務について客観的に把握することを目的</u> としています。この観点から指標は発注者単位で算出することを基本としています。なお、公表や分析、評価等を行う際には、指標の値が実態と異なる認識とならないよう留意が必要であると考えています。


運用指針に基づく発注関係事務に関する全国統一の指標

- ・全国的に一層の発注関係事務の改善に取り組むため、自らの発注関係事務について客観的な状況を把握できる統一的な指標を整理。
- ・受発注者双方の視点から特に重点的な取組みが必要と考えられる「適正な予定価格の設定」、「適切な設計変更」、「施工時期等の平準化」を重点項目とし、それぞれの指標の項目案を作成。
- ・地域発注者協議会(四国品確協)を通じて、各発注者の発注関係事務の実施状況等を把握。
- ・「全国統一指標」について、H28協議会で決定した指標でH28年度までの状況及び29年度の状況を把握、公表。

平成28年10月31日時点

全国統一指標

実施項目	指標(案)	定義	指標分類(案)※ ※設計変更実施率、平準化率については、コリンズデータの結果を踏まえて設定	備考等
適正な予定価格の設定	最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積り等の活用)	・最新の積算基準:1年※ ¹ 以内に更新されている積算基準 (※1:営繕の場合は2年) ・基準対象外(小規模施工など)の際の対応状況:見積り等により積算する要領を整備し運用しているか	a:最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領※ ² を整備し活用 b:最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領※ ² は整備していない c:その他 (※2:基準以外に一定のルールを定めている場合を含む)	
	単価の更新頻度	使用する資材・材料の単価の更新・確認頻度。 ※対象は、物価資料に掲載のあるものとする。	a:最新単価(1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当)、b:3ヶ月以内、c:6ヶ月以内、d:12ヶ月以内、e:それ以上	
適切な設計変更	改正品確法を踏まえた設計変更ガイドラインの策定・活用状況	関係機関協議、用地、安全対策、環境対策等の工程や請負金額に影響のある内容について条件明示をし、条件の変更があった場合には、変更内容に基づき、変更を行っているか。	aガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施 b:設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施 c:設計変更を実施していない	入契法調査を活用
	設計変更の実施工事率	当該年度に完了した工事(契約金額500万円以上の工事)のうち、設計変更を行った工事(積算変更含む)の比率	【素案(別途設定)】 a:75%以上 b:50~75% c:25~50% d:0~25% e:設計変更を行っていない	JACIC(コリンズデータ)より提供可能
施工時期等の平準化	平準化率	平準化率:年度の平均稼働件数・金額と4~6月期の平均稼働件数・金額※との比率 対象:契約金額500万円以上の工事 稼働件数:当該月に工期が含まれるもの 稼働金額:最終契約金額(工期中のものは当初契約金額)を工期月数で除した金額を足し合わせたもの ※4~6月期が閑散期(最も数値が低い3ヶ月間)とならない場合は、連続する3ヶ月間で最も低い平均値となる期間の値を分子とすることができる。	【素案(別途設定)】 平準化率(4~6月期の平均稼働件数・金額/年度の平均稼働件数・金額) a:0.9以上、b:0.9~0.8、c:0.8~0.7、d:0.7~0.6、e:0.6以下	JACIC(コリンズデータ)より提供可能


 (平成28年度までの調査)
 平成29年度第1回県部会までに状況を把握。その後に公表。
 (平成29年度調査)
 発注関係事務の実施状況の把握と同一の行程。

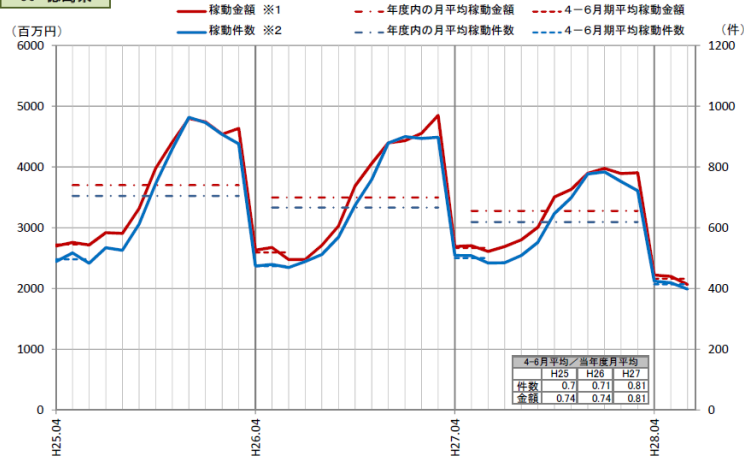
運用指針に基づく発注関係事務に関する全国統一の指標

平準化率

都道府県発注工事の月ごとの稼働状況



36 徳島県

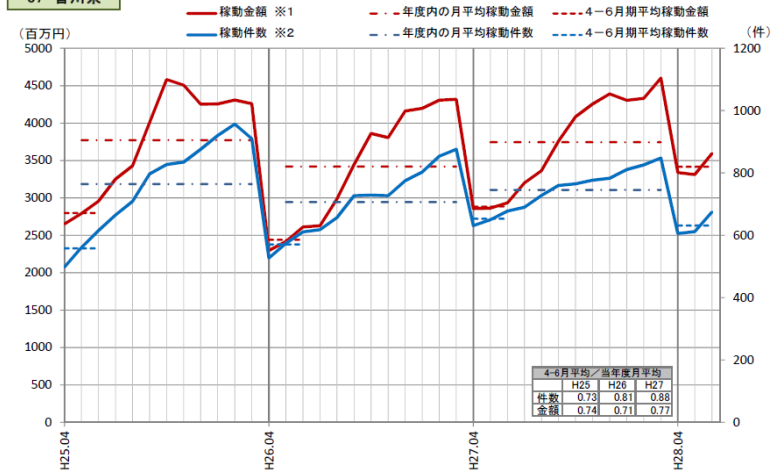


※1 稼働金額…工期に当該月が含まれている工事ごとに請負金額(税込)を工期(月数)で除した金額を総計した金額
 ※2 稼働件数…工期に当該月が含まれている工事の総件数

都道府県発注工事の月ごとの稼働状況



37 香川県

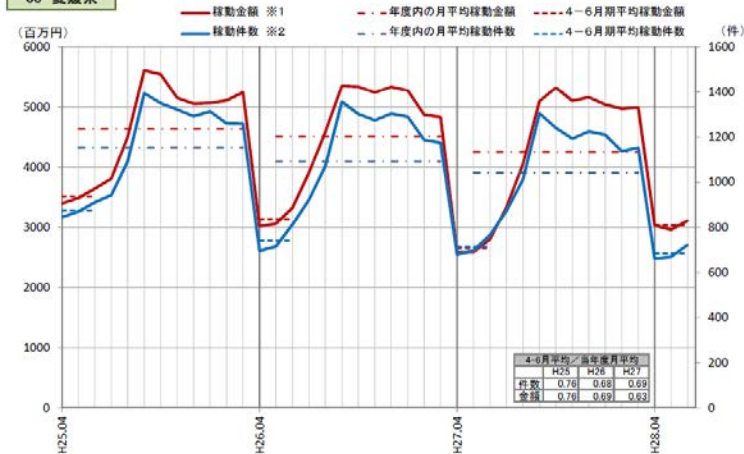


※1 稼働金額…工期に当該月が含まれている工事ごとに請負金額(税込)を工期(月数)で除した金額を総計した金額
 ※2 稼働件数…工期に当該月が含まれている工事の総件数

都道府県発注工事の月ごとの稼働状況



38 愛媛県

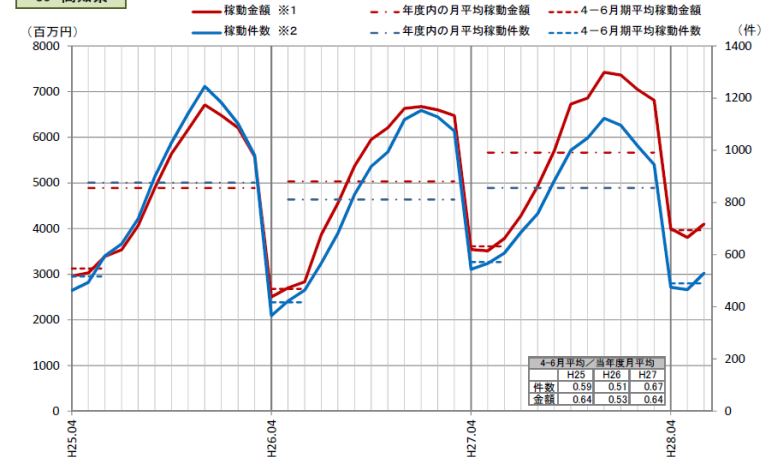


※1 稼働金額…工期に当該月が含まれている工事ごとに請負金額(税込)を工期(月数)で除した金額を総計した金額
 ※2 稼働件数…工期に当該月が含まれている工事の総件数

都道府県発注工事の月ごとの稼働状況



39 高知県



※1 稼働金額…工期に当該月が含まれている工事ごとに請負金額(税込)を工期(月数)で除した金額を総計した金額
 ※2 稼働件数…工期に当該月が含まれている工事の総件数

適切な設計変更

設計変更の実施工事率

工事の設計変更実施率

	平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	完了 工事数(A)	設計 変更数(B)	変更率 (B/A)	完了 工事数(A)	設計 変更数(B)	変更率 (B/A)	完了 工事数(A)	設計 変更数(B)	変更率 (B/A)
36 徳島県	1,298	940	72.4%	1,202	821	68.3%	1,159	785	67.7%
37 香川県	1,358	942	69.4%	1,176	923	78.5%	1,312	1,113	84.8%
38 愛媛県	1,905	1,745	91.6%	1,754	1,582	90.2%	1,684	1,518	90.1%
39 高知県	1,733	1,592	91.9%	1,520	1,352	88.9%	1,628	1,463	89.9%

- ・ コリンズ登録データからJACICが作成（平成28年8月19日時点データ）
- ・ 完了工事数…当該年度に完了した工事の件数
- ・ 設計変更数…工期と請負金額のどちらかまたは両方が、受注登録時の情報から変更された工事の件数

適切な設計変更

設計変更ガイドラインの策定、活用状況

○定義

関係機関協議、用地、安全対策、環境対策等の工程や請負金額に影響のある内容について条件明示をし、条件の変更があった場合には、変更内容に基づき、変更を行っているか。

○指標分類（案）

a：ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施

b：設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施

c：設計変更を実施していない

○考え方等

入契法調査を活用し把握

運用指針に基づく発注関係事務に関する全国統一の指標

公表のイメージ(H28及び29調査様式)

機関名	適正な予定価格の設定				適切な設計変更				施工時期等の平準化	
	最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積り等の活用)		単価の更新頻度		改正品確法を踏まえた設計変更ガイドラインの策定・活用状況		設計変更の実施工事率		平準化率	
	現状の指標分類	備考(補足説明等)	現状の指標分類	備考(補足説明等)	現状の指標分類	備考(補足説明等)	現状の指標分類	備考(補足説明等)	現状の指標分類	備考(補足説明等)
指標分類	a:最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領※を整備し活用 b:最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領※は整備していない c:その他(※基準以外に一定のルールを定めている場合を含む)		a:最新単価(1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当) b:3ヶ月以内 c:6ヶ月以内 d:12ヶ月以内 e:それ以上		a:ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施 b:設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施 c:設計変更を実施していない		コリンズデータ等による分析により、分類案を決定(下記は現状の素案) a:75%以上 b:50~75% c:25~50% d:0~25% e:設計変更を行っていない		コリンズデータ等による分析により、分類案を決定(下記は現状の素案) a:0.9以上 b:0.9~0.8 c:0.8~0.7 d:0.7~0.6 e:0.6以下	
定義	最新の積算基準:1年※以内に更新されている積算基準(※営繕の場合は2年) 基準対象外(小規模施工など)の際の対応状況:見積り等により積算する要領を整備し運用しているか否か		使用する資材・材料の単価の更新・確認頻度。 ※対象は、物価資料に掲載のあるものとする。		関係機関協議、用地、安全対策、環境対策等の工程や請負金額に影響のある内容について条件明示をし、条件の変更があった場合には、変更内容に基づき、変更を行っているか。		当該年度に完了した工事(500万円以上)のうち、設計変更を行った工事(積算変更含む)の比率		平準化率:年度の平均稼働件数・金額と4~6月期の平均稼働件数・金額※との比率 対象:契約金額500万円以上の工事 稼働件数:当該月に工期が含まれる工事の件数 稼働金額:最終契約金額(工期中のものは当初契約金額)を工期月数で除した金額を足し合わせたもの ※4~6月期が閑散期(最も数値が低い3ヶ月間)とならない場合は、連続する3ヶ月間で最も低い平均値となる期間の値を分子とすることができる。	



○各組織の状況調査及び様式への記載作業有り

○入契法調査を活用
各組織で様式への記載作業有り

○コリンズデータを活用する場合
事務局が分類を記載し照会。各組織は内容の確認
○各組織のデータを活用する場合
各組織での作業有り
いずれかで対応

平成28年度の県部会の主な取り組みについて

徳島県部会資料

- 四国品確協徳島県部会（徳島県公共工事品質確保支援連絡会議）（5月31日、11月18日）
 - ・発注関係事務について「必ず実施すべき事項」の目標設定、「実施に努める事項」の把握項目と目標の設定
 - ・「全国統一指標」にかかる対応
 - ・市町村への情報提供及び意見交換
- 土木技術職員研修、工事臨場検査、県のシステムの共同利用等による市町村支援

■発注関係事務の「実施状況の把握」（平成28年11月末時点） 県+24市町村

○必ず実施すべき事項

【工事】

【業務】

① 予定価格の適切な設定 最新の積算基準の適用、最新の労務単価等の適用、適正な工期の設定	達成 (25/25)	達成 (25/25)
② 歩切りの根絶	達成 (25/25)	達成 (25/25)
③ 低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定	達成 (25/25)	44% (11/25)
④ 予定価格等の原則事後公表	0% (0/25) ※内訳書提出確認 23/25	4% (1/25) ※内訳書提出確認 8/25
⑤ 適切な設計変更	達成 (25/25)	達成 (25/25)

○実施に努める事項(工事)

① 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用	
・ 総合評価方式の導入	88% (22/25)
・ 工事成績評定の実施	96% (24/25)
② 発注や施工時期の平準化	
・ 発注者施工時期等の平準化	達成 (25/25)
・ HPでの発注見通し情報の共有化	72% (18/25)
③ 入札不調・不落時の見積りの活用等	達成 (25/25)
④ 受注者との情報共有、協議の迅速化	96% (24/25)

- 自らの発注体制の整備が困難な管内各市区町村へ引き続き協力・支援
・「必ず実施すべき事項」と「実施に努める事項」の目標達成に向け支援

■ 四国品確協 「徳島県部会」にて、協力・支援の内容等の情報提供及び意見交換

■ 市町村職員に「技術力の維持・向上」のための支援 「研修の場」提供（県職員との合同研修）

■ 「継続的な研修」による技術力維持

- 土木技術職員研修
 - ・ステップUP：新採→主任→係長
- 工事検査・成績評定の臨場検査
- 電子入札システム初任者研修

■ 「専門的な研修」による技術力向上

- 土木技術専門研修
 - ・現場研修や土木施工管理技士取得研修
 - ・道路、河川砂防、都市計画等の各専門部門
- 実務的な測量実習（若手技術者対象）
- 土木技術・業務発表会

■ 少数職員でも可能な「事務体制の構築」に向けた支援

■ 県のシステム等の共同利用

- 徳島県電子入札システムの共同利用
 - ・現在、県内8市2町が利用（随時拡大中）
- 入札参加資格審査申請書の共同受付
 - ・共同受付窓口（徳島県）⇒市町村
- 共通仕様書・設計変更ガイドライン・工期算定要領など、県の基準書を参考送付、活用のアドバイス

■ 発注業務の支援

- 設計単価や積算基準等の改正の情報提供（県と同時）
- 総合評価の意見聴取（県職員による協力体制）
- 橋梁点検業務の一括発注（徳島県建設技術センター）
 - ・「積算～入札・契約～業務監理～成果検査」の一括契約
- 技術者人材クラスター（徳島県建設技術センター）
 - ・人材確保支援等（県OB技術者等の派遣）
- 公共施設耐震化支援（市町村公共施設耐震化支援センター）
 - ・「基本計画～入札～工事」に関する支援

香川県部会資料

香川県部会 発注関係事務の実施状況の把握

1. H28 発注関係事務の実施状況の把握

※全ての団体で適切に実施できていない項目について抽出

【必ず実施すべき事項】（工事）

① 予定価格の原則事後公表

【必ず実施すべき事項】（業務）

② 歩切りの根絶

③ 低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定

④ 予定価格の原則事後公表

【実施に努める事項】（工事）

⑤ 総合評価方式の導入

⑥ 工事成績評定の導入

⑦ HP上における発注見通しの公表

小項目	実施	未実施	実施率
①(事後)	10団体	2団体	83.3%
①(事後/事前)	2団体	—	—
①(事前)	4団体	—	—
②	17団体	1団体	94.4%
③	3団体	15団体	16.6%
④(事後)	10団体	3団体	76.9%
④(事後/事前)	1団体	—	—
④(事前)	4団体	—	—
⑤	16団体	2団体	88.9%
⑥	9団体	9団体	50.0%
⑦	17団体	1団体	94.4%

2. 実施状況を踏まえた改善策・支援策

適切に実施できていない団体への改善の呼びかけ

必要に応じて、改善に必要な支援を実施



愛媛県部会資料

平成28年度 愛媛県部会の主な取り組み

1. 県部会の開催(第1回H28.6.27、第2回H28.11.4)

- ・発注関係事務の実施状況の把握、事例紹介等

2. 研修等による技術力向上

- ・設計積算・工事検査・発注業務等、実務に即した研修の実施や県工事への工事検査臨場等

3. 発注者業務支援等による負担軽減

- ・県の総合評価意見聴取の場の活用(平成28年度8市町)
- ・電子入札共同利用(平成28年度14市町導入)
- ・建設技術センター等の外部機関による検査補助等
- ・工事、委託業務成績評価システムの提供

4. 市町工事や業務の受託による技術者不足対策

- ・高度な技術を要する工事や橋梁等の市町管理施設の点検業務等を県が受託し発注する

5. 発注見通し情報の共有

- ・ホームページ上での公表及びリンク(県内全市町実施済)

6. 市町キャラバンの実施

- ・平成28年度 全市町を対象に実施

7. 品確法相談窓口の設置

- ・県庁及び出先事務所に設置

発注関係事務の実施状況を踏まえた改善策・支援策

1. 必ず実施すべき事項

■工事

○全ての自治体で実施

- ・予定価格の適正な設定
- ・歩切りの根絶
- ・低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定
- ・適切な設計変更

○一部の自治体で実施

- ・予定価格の原則事後公表（事後公表:3団体、事前公表18団体）
⇒全ての団体において公表。事前公表については弊害が生じていないことから、当面状況把握に努める。

■業務

○全ての自治体で実施

- ・予定価格の適正な設定
- ・歩切りの根絶
- ・適切な設計変更

○一部の自治体で実施

- ・低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定(設定なしの団体あり)
⇒県市町の設定状況等の情報提供及び必要な支援の実施
- ・予定価格の原則事後公表(非公表の団体あり)

3. 平成29年度に向けた取り組み

○実施・取り組みに直結するよう、実施事例等の情報提供

- ・委託業務の設計変更ガイドラインを作成し、市町に提供(適正な設計変更)
- ・早期執行や余裕工期の設定など実施事例の紹介(発注や施工時期の平準化)
- ・市町の先行事例を紹介(設計変更ガイドライン、ワンデーレスポンス、三者会議の実施)

○発注業務支援の活用

- ・愛媛県建設工事総合評価審査委員全体会議の活用による総合評価の実施

2. 実施に努める事項

○全ての自治体で実施

- ・総合評価落札方式の導入
- ・工事成績評定の実施
- ・年度当初からの予算執行の徹底
- ・HP上における発注見通しの公表
- ・入札不調・不落時の見積もりの活用等
- ・設計変更の妥当性等に付いて受注者と協議する場を必要に応じて設ける

○一部の自治体で実施

- ・「ワンデーレスポンス」・「三者会議」の実施(ほぼ半数が実施)
⇒愛媛県及び実施市町の実施要領等の提供

高知県部会資料

実施状況を踏まえた改善策・支援策

<実施状況の把握結果>

○実施すべき事項(工事・業務共通)

①予定価格の適正な設定(100%実施)

- ・全ての県部会員が(公社)高知県建設技術公社を通じて積算システムを共有(継続)

②歩切りの根絶(100%実施)

③低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定

○低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定

- ・工事(100%実施)
- ・業務 35団体中、実施：20団体(57%)、一部実施：1団体(3%)、設定なし：14団体(40%)

○予定価格の原則事後公表

- ・工事 35団体中、実施：19団体(54%)、一部実施：13団体(37%)、事前公表：3団体(9%)
- ・業務 35団体中、実施：22団体(63%)、一部実施：13団体(17%)、事前公表：7団体(20%)

④適切な設計変更(100%実施)

- ・設計変更ガイドラインを策定(H28.4)
- ・策定した設計変更ガイドラインを県部会で共有

○実施に努める事項(工事)※本年度重点的に取組みを実施した項目のみ抽出)

①発注や施工時期の平準化予定価格の適正な設定(100%実施)

- ・ホームページでの発注見通しの公表
35団体中 HP公表：22団体(63%)、紙媒体：11団体(31%)、公表していない：2団体(6%)

高知県部会では、発注関係事務の取組みについて、実施と継続に繋がるよう、先進事例等の情報収集・提供に努め、県部会で共有。

実施状況を踏まえた改善策・支援策

<改善策・支援等>

○発注見通しの公表

ホームページ上での公表及びリンクについて、引き続き取組みを継続し、全ての発注者において実施できるよう努める。

○各発注者への訪問

市町村の発注関係事務担当部署に訪問し、運用指針の取組みについて理解を深め取組みについて、改善の呼び掛けや改善に必要な支援を実施。（検討中）

○問い合わせ窓口の活用

県部会事務局（土木部建設管理課）内に設置。

問い合わせ内容に応じ、適切に対応できる担当部署への取次ぎを実施。

（入札・契約、積算、検査等）

○各種支援等の継続

- ・積算基準・単価、その他技術関係通達など、県と市町村が共通で利用するイントラネットシステム「こうちぎょうせいネット」により提供。
- ・積算基準の改定や若手職員を対象とした研修の継続。

これまでの取組みや支援を継続しつつ、必要に応じて、改善の呼び掛けや改善に必要となる支援を実施。

「四国品確協」設置要領の改正(案)について

「四国地方公共工物品質確保推進協議会」設置要領 改正案

以下、赤書き:改正案 斜書き:改正主旨

(名称)

第1条 本会は、四国地方公共工物品質確保推進協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、現在及び将来の公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保を図るため、国、地方公共団体及び特殊法人等の各発注者が責務を果たすことを目的として、協力体制を強化し、情報交換を行うなど相互に緊密な連携を図り、発注者としての具体的な施策の検討、発注関係事務を適切に実施するための発注者支援の体制づくりの検討を行うとともに地方公共団体等への支援等を行う。

(業務)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する業務を行う。

- (1) 各発注者の発注関係事務の実施状況の把握
- (2) 発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施のために必要な連携や調整
- (3) 発注者共通の課題への対応や各種施策の推進
- (4) 地方公共団体等への発注関係事務の支援等及びその運営管理

(委員)

第4条 本協議会は、協議会の主旨に賛同する公共工事発注機関（別紙1に掲げる委員）をもって構成する。

(会長)

第5条 本協議会に、会長を置き、国土交通省四国地方整備局長がこれにあたる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(幹事)

第6条 協議会の円滑な運営を補助するために協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事会に、幹事長を置き、国土交通省四国地方整備局企画部長がこれにあたる。

(県部会)

第7条 協議会の業務を円滑に推進するため、協議会に徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の各県の部会（以下「県部会」という）を置く。

- 2 県部会に、部会長を置く。
- 3 部会長は、会務を総理し、県部会を代表する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集する。
- 3 委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。
- 5 幹事長は、必要がある時は、別紙2に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(事務局)

第9条 協議会及び幹事会の事務局は、四国地方整備局企画部技術管理課が関係機関の協力を得て努める。

(雑則) 改正(施行)日を追加

第10条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

- 付則 この要領は、平成18年7月12日から施行する。
- 付則 この要領は、平成18年11月13日から施行する。
- 付則 この要領は、平成19年7月18日から施行する。
- 付則 この要領は、平成20年10月24日から施行する。
- 付則 この要領は、平成24年1月31日から施行する。
- 付則 この要領は、平成25年1月28日から施行する。
- 付則 この要領は、平成27年1月26日から施行する。
- 付則 この要領は、平成28年2月10日から施行する。
- 付則 この要領は、平成29年1月17日から施行する。**

別紙1

第4条関係(委員)

(1) 会長：国土交通省 四国地方整備局長

(2) 委員：国土交通省 四国地方整備局次長

次長兼総務部長

企画部長

建政部長

港湾空港部長

営繕部長

農林水産省 中国四国農政局 農村振興部長

林野庁 四国森林管理局 計画保全部長

環境省 中国四国地方環境事務所 統括自然保護企画官

高等裁判所 高松高等裁判所 事務局長

財務省 四国財務局 総務部長

財務省 高松国税局 総務部次長

徳島県 県土整備部長

農林水産部長

香川県 土木部長

農政水産部長

愛媛県 土木部長

農林水産部長

高知県 土木部長

農業振興部長

市町村 市町村長

西日本高速道路(株) 四国支社 建設事業部長

本州四国連絡高速道路(株) 坂出管理センター所長

別紙2 名称変更幹事を追加・修正

第6条 関係(幹事)

- (1) 幹事長： 国土交通省 四国地方整備局 企画部長
- (2) 幹事： 国土交通省 四国地方整備局 企画部 技術調整管理官
企画部 技術開発調整官
企画部 総括技術検査官
~~総務部 総括調整官~~
総務部 契約管理官
~~総務部 契約管理官~~
建政部 建設産業調整官
建政部 都市調整官
河川部 河川調査官
道路部 地域道路調整官
港湾空港部 港湾空港企画官
港湾空港部 事業計画官
営繕部 営繕調査官
- 農林水産省 中国四国農政局 農村振興部 設計課長
林野庁 四国森林管理局 計画保全部 治山課長
環境省 中国四国地方環境事務所 自然環境整備課長
高等裁判所 高松高等裁判所 事務局 会計課長
財務省 四国財務局 総務部 会計課長
財務省 高松国税局 総務部 営繕監理官
徳島県 県土整備部 副部長
農林水産部 農山漁村振興課長
香川県 土木部 次長
農政水産部 農村整備課長
愛媛県 土木部 技術監
農林水産部 農業振興局 農地整備課長
高知県 土木部 土木技術監兼建設検査長
農業振興部 農業基盤課長
市町村 担当部課長等
西日本高速道路(株) 四国支社 建設事業部 技術審査役
本州四国連絡高速道路(株) 坂出管理センター副所長

【オブザーバー】

- 国土交通省 四国運輸局
第五管区海上保安本部
警察庁 四国管区警察局
経済産業省 四国経済産業局
(独) 水資源機構

その他

目次

- | | |
|--|---------|
| ・発注見通しの統合・公表 | P5-1 |
| ・『改正品確法等の効果に係るアンケート』及び
『設計変更等に関するアンケート』について | P5-2～15 |

発注見通しの統合・公表

業界からは、技術者の配置計画、あるいは労務資材の手配について大変役立っているとの評価
 全体の見通しを共有することにより、計画的な発注、不調不落の回避、平準化の推進にも寄与

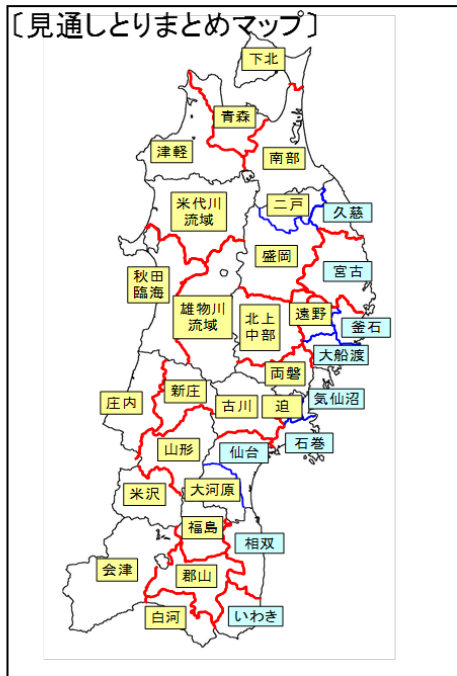
平成29年度には、四国品確協の統一様式を使用した、国、県、市町村等の「発注見通しとりまとめ版」の公表を提案予定

(東北地整の取り組み例)

■ 取組み方針

- ・国、県、市町村等の公表内容をまとめて掲載し内容も充実
- ・東北を32地区に分けて発注見通しをとりまとめ
- ・毎月1回の更新を基本とし、公表機関、内容の充実に努める

サイト名 : 東北地方整備局
 URL : <http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00097/k00910/koukyokouji/hacchusyakyougikai/mitoshimap.htm>



236機関(96%)が参加
 【H28.9更新時点】

【各地区のページ】

【東北地方発注者協議会】
 平成25年11月1日現在

※○○地区の発注見通し

○○地区とは、○○市、○○町、○○村を含む地区です。

- ※ 平成25年11月1日以降に公告(指名)する見込みの工事を記載しています。
- ※ 予定価格が250万円以上の土木、建築の工事を記載しています。
- ※ プレストレスト・コンクリート工事、鋼橋上部工事については、東北地方整備局発注工事のみ記載しています。
- ※ 下記の発注機関の見通しについては掲載されておりません。また他に掲載のない発注機関は工事発注予定がありません。
- 発注機関名 : ○○町、○○村
- ※ ここに記載する内容は、平成25年11月1日 現在の見通しであるため、実際に発注する工事がこの記載と異なる場合、又はここに記載されていない工事が発注される場合があります。
- ※ また、主要建設資材需要見込み量は、公表時点の概算の見込み数量であり、公表後変更することがあり
- ※ 公表している内容等のお問い合わせについては、各発注機関へお願いします。

□各発注機関の見通し公表ページはこちら(詳細については、こちらをご覧ください。)

東北地方整備局	東北財務局	東北地方環境事務所	○○市
東北農政局	仙台国税局	東日本高速道路(株)	○○町
東北防衛局	東北運輸局	東北支社	○○村
仙台高等裁判所			○○県

■土木

発注機関名	担当事務所名	工事名称	工事場所(自)	工事場所(至)	入札契約方式	工事種別	入札予定時期	工期	概要	概算工事規模	備考
国土交通省東北地方整備局	○○○事務所	国道○○号○○橋下部工事	○○県○○市	○○県○○市	一般競争入札	一般土木工事	平成25年○月	約○ヶ月	橋台工 1基 橋脚工 1基 (主筋建設資材需要見込み量) (1)生コンクリート 約3,000m ³	300から580百万円 現時点では、0等級の参加を可能とする予定です。	
○○県	○○○事務所	一般県道○○線○○道路改良工事	○○県○○市	○○県○○市	一般競争入札	一般土木工事	平成25年○月	約○ヶ月	道路土工 V=2,000m ³ 盛土工 V=1,500m ³	100から150百万円	
○○市	○○課	○○地区津波避難施設造成工事	○○県○○市	○○県○○市	指名競争入札	土木工事	平成25年○月	○日	造成工事 1式		

■建築

発注機関名	担当事務所名	工事名称	工事場所(自)	工事場所(至)	入札契約方式	工事種別	入札予定時期	工期	概要	概算工事規模	備考
国土交通省東北地方整備局	○○○事務所	○○○新築工事	○○県○○市	○○県○○市	一般競争入札	建築工事	平成25年○月	約○ヶ月	建築、電気設備、機械設備工事 一式	30から60百万円	
○○市	○○課	災害公営住宅建設工事(○○地区)	○○県○○市	○○県○○市	指名競争入札	建築工事	平成25年○月	○日	戸建住宅5戸の建設		

※今後、四国品確協を通じて発注見通しの統合・公表の取り組みを進めたい。

『改正品確法等の効果に係るアンケート』及び『設計変更等に関するアンケート』について



一般社団法人全国建設業協会 アンケートHPアドレス

<http://www.zenken-net.or.jp/news/>

%E3%80%8E%E6%94%B9%E6%AD%A3%E5%93%81%E7%A2%BA%E6%B3%95%E7%AD%89%E3%81%AE%E5%8A%B9%E6%9E%9C%E3%81%AB%E4%BF%82%E3%82%8B%E3%82%A2%E3%83%B3%E3%82%B1%E3%83%BC%E3%83%88%E3%80%8F%E5%8F%8A%E3%81%B3%E3%80%8E/

お知らせ

全建からの提言

ご案内

都道府県協会一覧

書籍案内

リンク集

NEWS

- ▶▶ 2016/11/25
全国47都道府県建設業協会の意見・要望
- ▶▶ 2016/11/24
平成28年度「技術研究発表会」を開催しました。
- ▶▶ 2016/11/11
12月1日～7日は「国家公務員倫理週間」です！
- ▶▶ 2016/11/02
第59回全国建設労働問題連絡協議会が開催されました
- ▶▶ 2016/10/26
自民党「予算・税制等に関する政策懇談会」で要望
- ▶▶ 2016/10/24
平成28年度「全建 技術研究発表会」の開催について
- ▶▶ 2016/10/12
第19回 国土技術開発賞の募集が始まっています。

『改正品確法等の効果に係るアンケート』及び『設計変更等に関するアンケート』の結果を掲載します。

▶▶ 2016/10/06

改正品確法、同運用指針などの運用開始から1年が経過し、各発注者などにおいても個別の対応が進められているところですが、これら法改正の効果を的確かつ継続的に測定・評価を行うこと、また、関係機関等へ提言等を行う場合には具体的なデータ(各地の実情等)が必要不可欠であることから、本調査を実施しました。

このたび、調査結果がまとまりましたので掲載します。

<2016.12.2 改正品確法等の効果に係るアンケートの結果について(概要)P3、及び 同報告書P10について一部修正いたしました>



PDF

[改正品確法等の効果に係るアンケートの結果について\(概要\)](#)



PDF

[改正品確法等の効果に係るアンケート報告書](#)



PDF

[設計変更等に関するアンケートの結果について\(概要\)](#)



PDF

[設計変更等に関するアンケート報告書](#)

改正品確法等の効果に係るアンケートの結果について

平成 28 年 9 月 30 日
(一社) 全国建設業協会

改正品確法、同運用指針などの運用開始から 1 年が経過し、各発注者などにおいても個別の対応が進められているところであるが、これら法改正の効果を的確かつ継続的に測定・評価を行うこと、また、関係機関等へ提言等を行う場合には具体的なデータ（各地の実情等）が必要不可欠であることから、本調査を実施した。

【調査の内容】

改正品確法及び同運用指針の趣旨を踏まえ、各発注者において適切な対応がなされているかとともに会員企業の状況について、平成 28 年 7 月 1 日時点と昨年同時期との比較を行う。

【調査対象】

47 都道府県建設業協会及び会員企業（一部）

※ 会員企業の選定については、各都道府県建設業協会に一任している。

【回収状況】

33 都道府県建設業協会（回収率：70.2%）

会員企業 計 696 社

※ なお、設問ごとに未記入があるため、回答者数と各設問の合計者数は一致していない。

【集計方法】

都道府県建設業協会及び会員企業の回答を単純集計

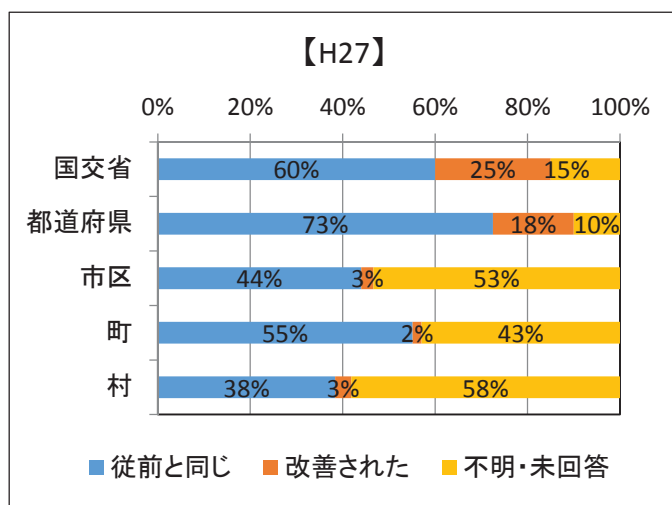
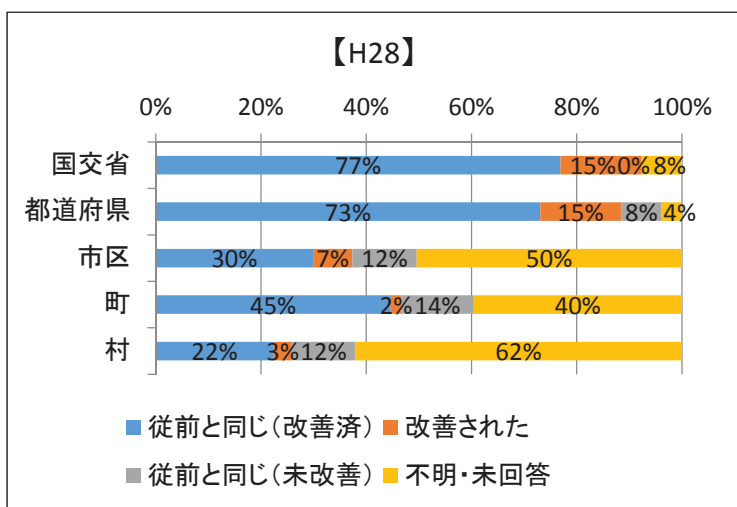
※ 本紙における集計結果の割合については、端数処理の関係上、合計値が 100%にならない場合がある。

【調査結果の概要】

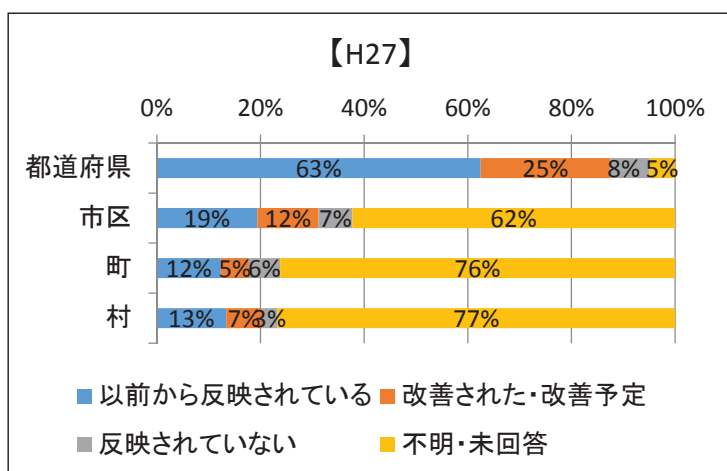
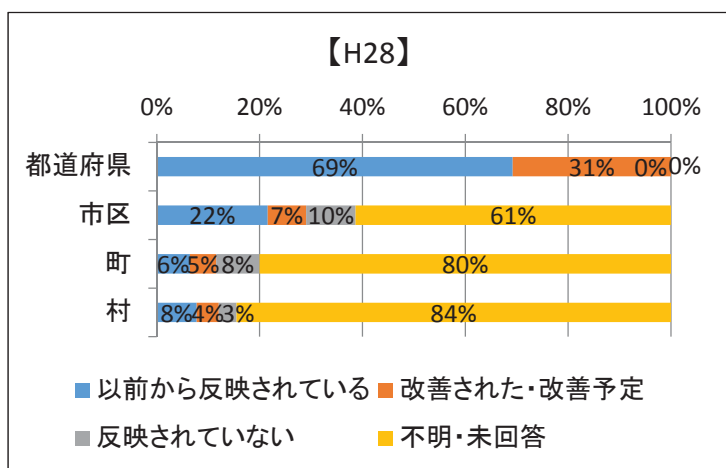
◆都道府県建設業協会からの回答

- ・ 国土交通省、都道府県については、これまで様々な施策が実施されてきたことにより、各設問について「以前から行われている・改善された」とする回答が多い。
- ・ 一方、市区町村については、「歩切りの状況」に関して「改善された」とする報告が多く見られたものの、その他の設問については国土交通省、都道府県に比べ「以前から行われている・改善された」とする回答が少なく、今後の更なる徹底が期待される状況である。

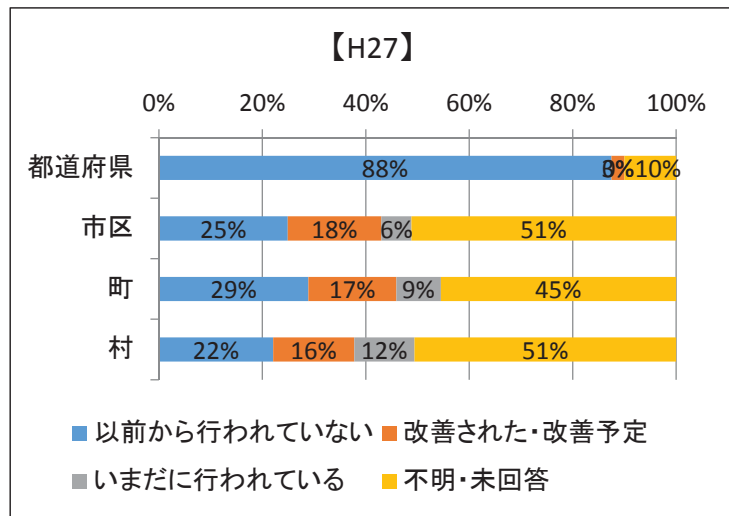
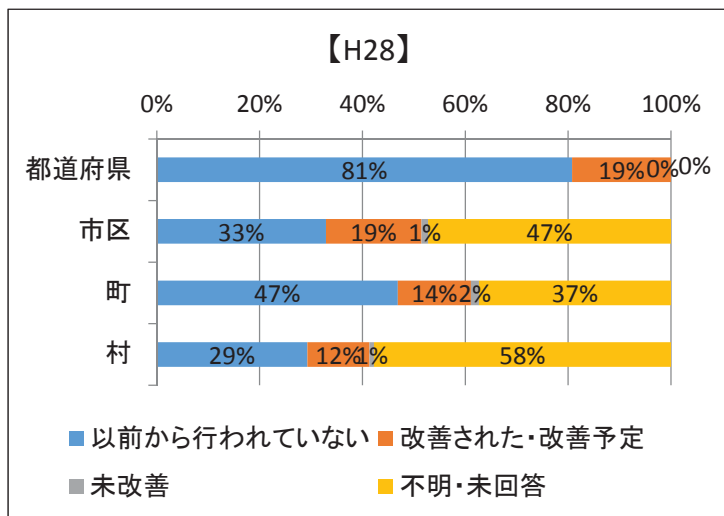
Q1 発注見通しの公表状況は改善されましたか？



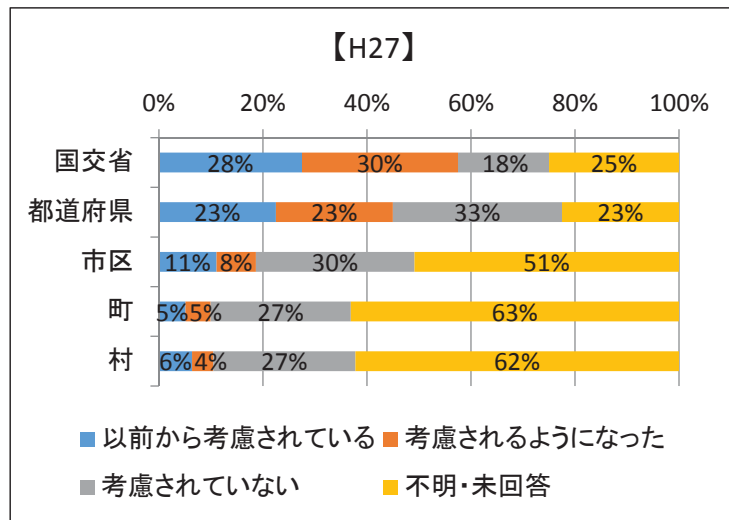
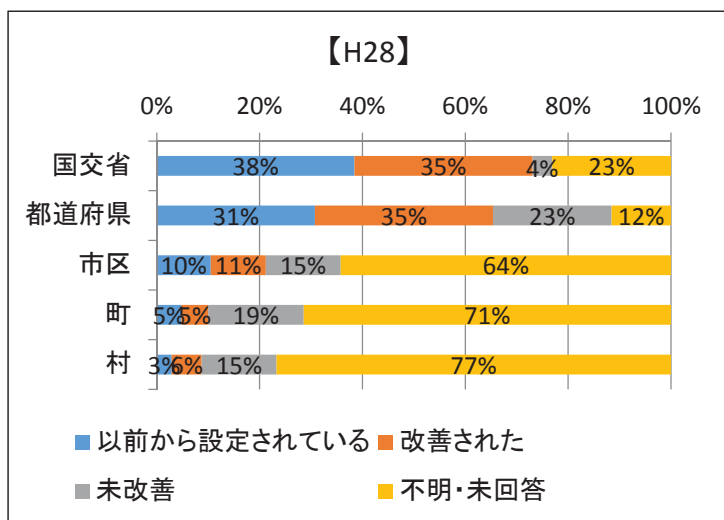
Q2 最新の労務単価、資材等の実勢価格（市場単価を含む）は反映されていますか？



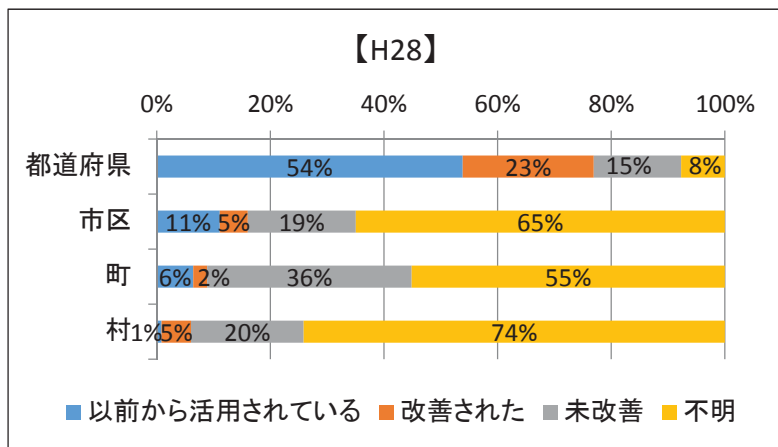
Q4 歩切りの状況はどのようになっていますか？



Q6 現場の諸条件などを踏まえた、適切な工期が設定されるようになりましたか？



Q11 工事の性格や地域の実情、発注体制などを踏まえた、適切な入札契約・総合評価方式が選択・活用されるようになりましたか？



※H27 調査なし。

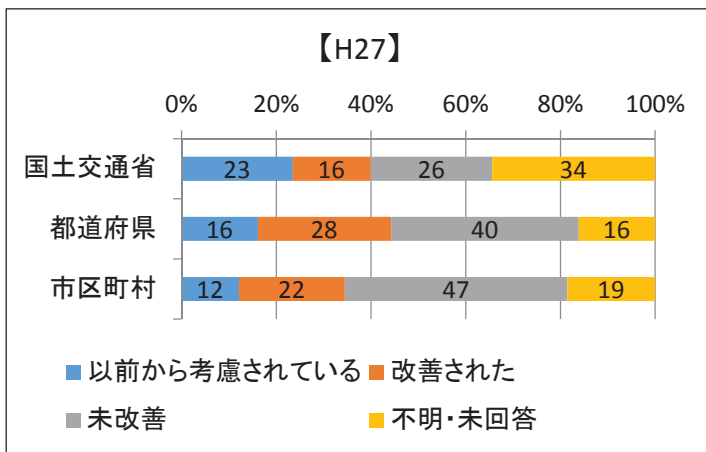
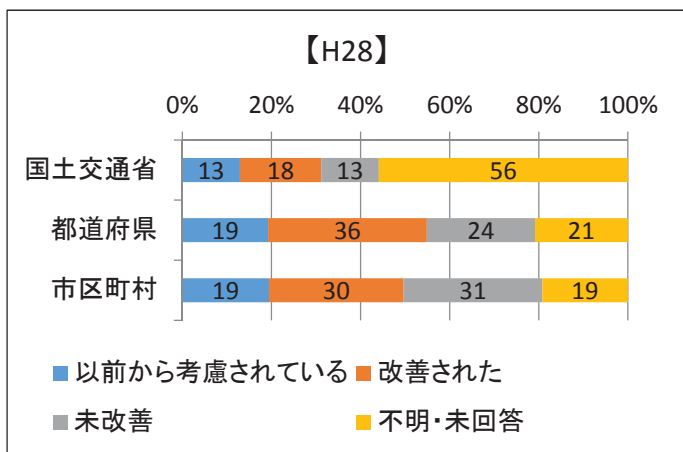
◆会員企業からの回答

- ・ 適切な工期設定について、「以前から行われている・改善された」とする回答が都道府県で5割を超え、市区町村でも5割弱と改善が進んでいるものの、「未改善」と認識している会員企業が、都道府県で2割超、市区町村で3割あった。国土交通省については、不明・未回答が多い中ではあるが、改善の割合に大きな変化はない。
- ・ 契約変更について、「三者会議」、「ワンデーレスポンス」の実施については、都道府県、市区町村ともに前年とほぼ状況が変わらず、「未改善」とする回答が多い。国土交通省は、不明・未回答が多い中ではあるが、三者会議は「未改善」の割合が低く、ワンデーレスポンスでは「未改善」の割合が高い。
- ・ 「設計変更審査会」の実施については、国土交通省は「未改善」割合は低く、都道府県、市区町村は、ともに前年に比べ「以前から行われている・改善された」とする回答が増えてはいるものの、4~5割の会員企業が「未改善」と認識している。
- ・ 「施工条件の変化に伴う、必要な契約変更が行われていますか？」という設問については、国土交通省は、「未改善」の割合は低く、一方、都道府県、市区町村は、いずれも前年に比べ「行われている・改善された」とする割合が縮小し、「未改善」の割合が増えるなど、実施状況が不安定であると思われる。
- ・ 経営状況などの変化について、「受注の状況」及び「利益の状況」が悪化したとする会員企業が僅かに減少したものの、「良い・良くなってきた」が1割ないし1割5分程度であるのに対し、概ね4割から5割となっている。ブロック別では、特に「北陸」において悪化傾向が顕著にみられる。受注の悪化要因としては、前年同様「発注減少」を要因とする回答が多数あった。

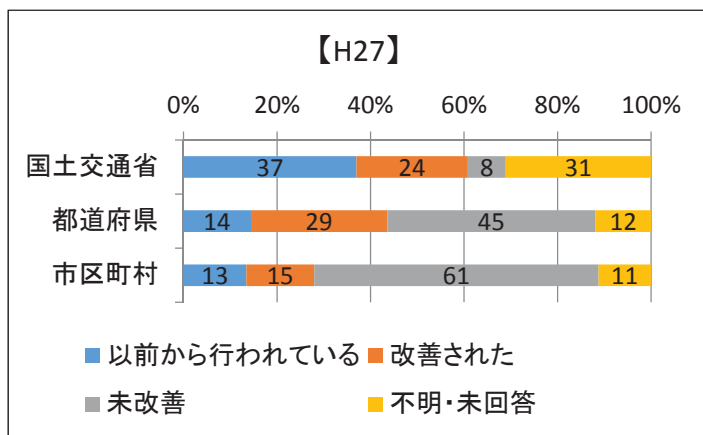
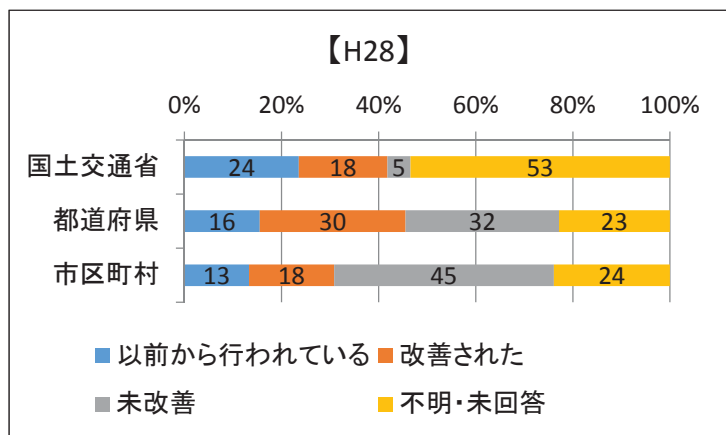
なお、「資金調達の状況」は、「変わらない」とする回答が8割を占めている。

また、「処遇改善、技術者・技能者の確保及び育成」については、検討中とする会員企業を含め、8割の会員企業が何らかの取組みを行っている。

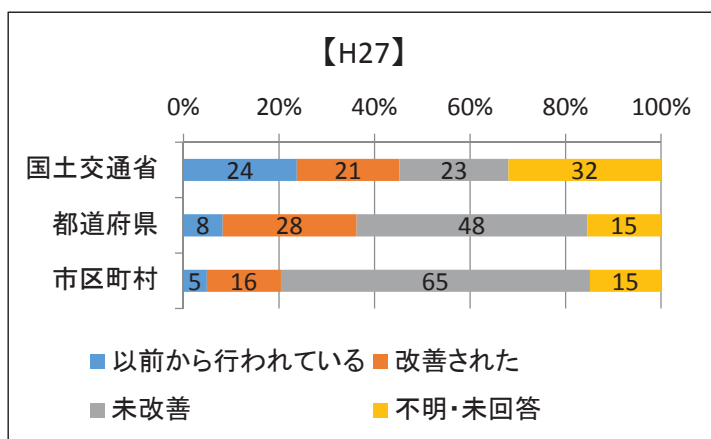
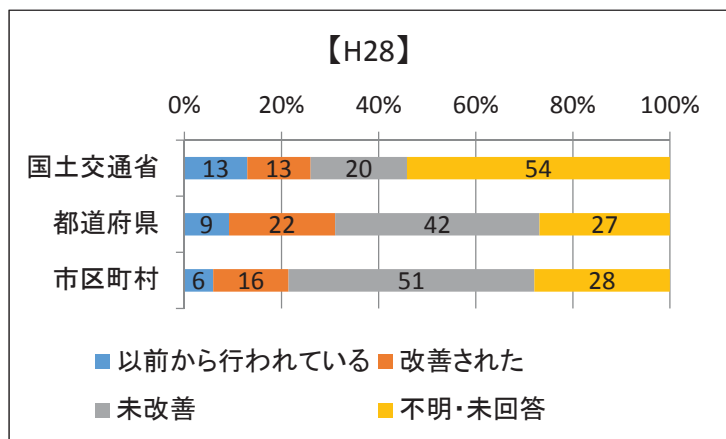
Q1 現場の諸条件などを踏まえた、適切な工期が設定されるようになりましたか？



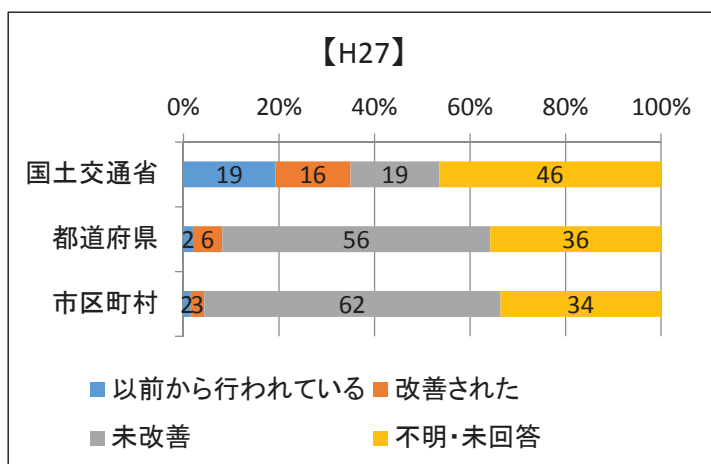
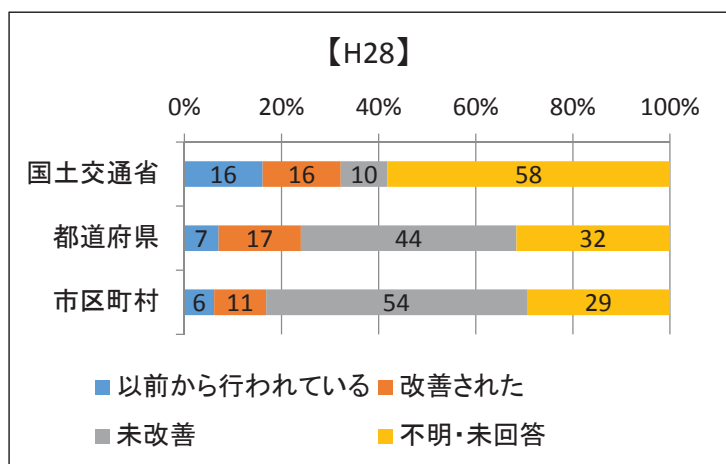
Q3 三者会議（発注者、施工者、設計者）などの活用により、受発注者間での情報共有は行われていますか？



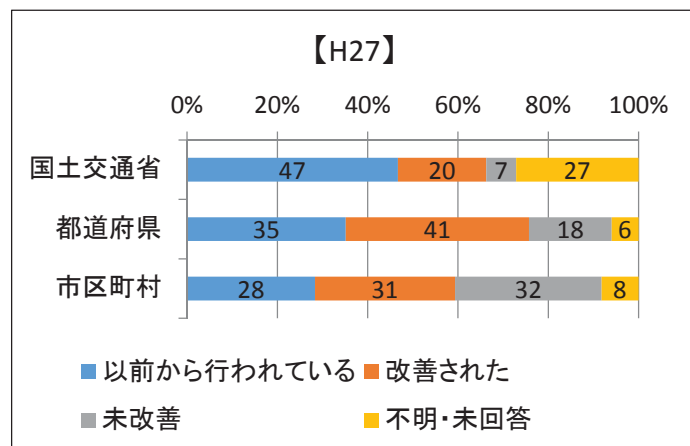
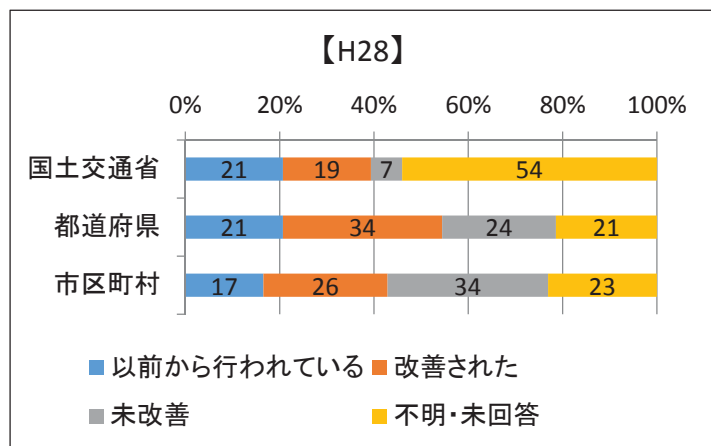
Q4 ワンデーレスポンスなどの活用により、迅速な対応が行われていますか？



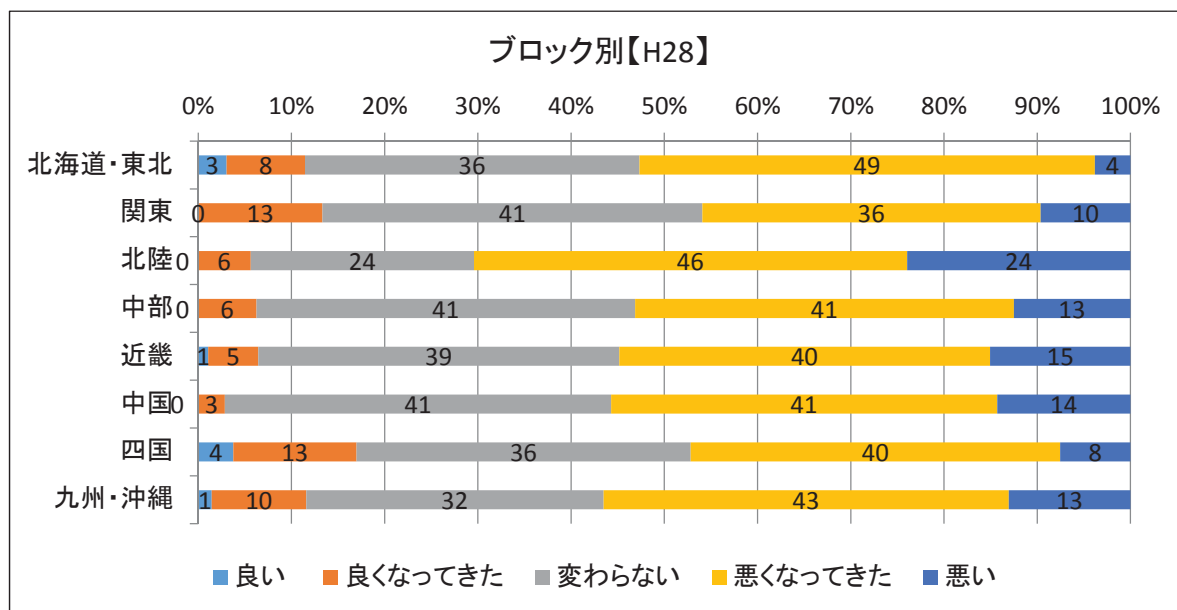
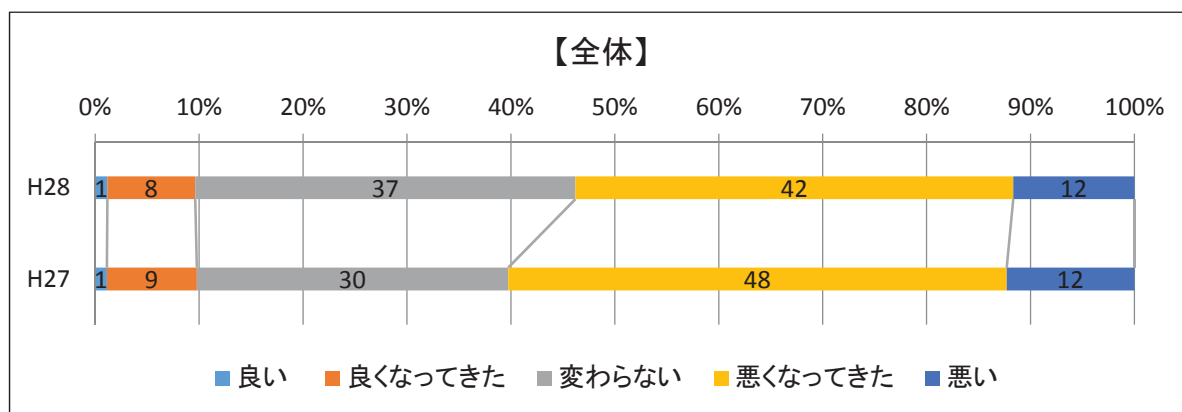
Q5 設計変更手続きの迅速化、透明性の確保などのために、受発注者が集まり協議する会議（設計変更審査会など）は行われていますか？



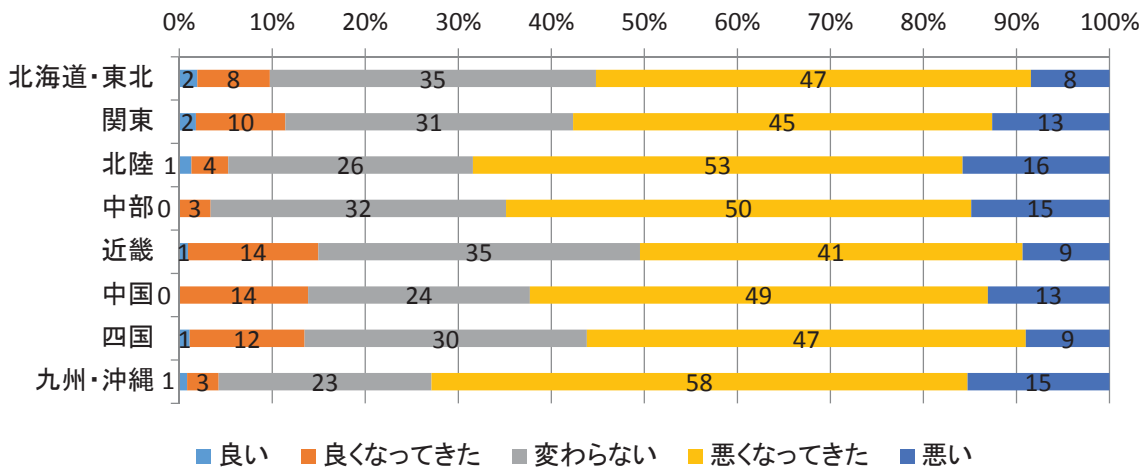
Q6 施工条件の変化などに伴う、必要な変更契約が行われていますか？



Q7 平成27年度の同時期に比べて、受注の状況はどのようになっていますか？



【H27】



以上

設計変更等に関するアンケートの結果について

平成 28 年 9 月 30 日
(一社) 全国建設業協会

工事設計変更等の実態や課題を把握し、会員企業の収益向上、経営改善に役立てるため、本調査を実施した。

【調査の内容】

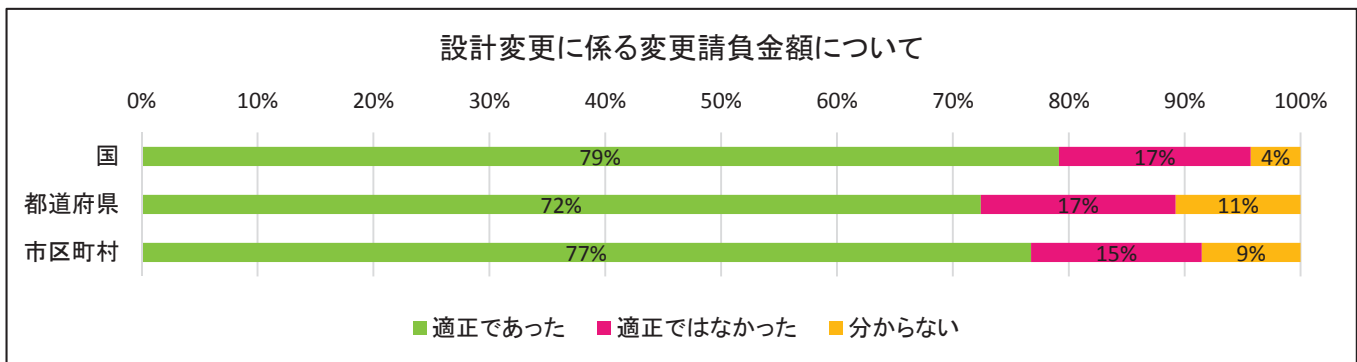
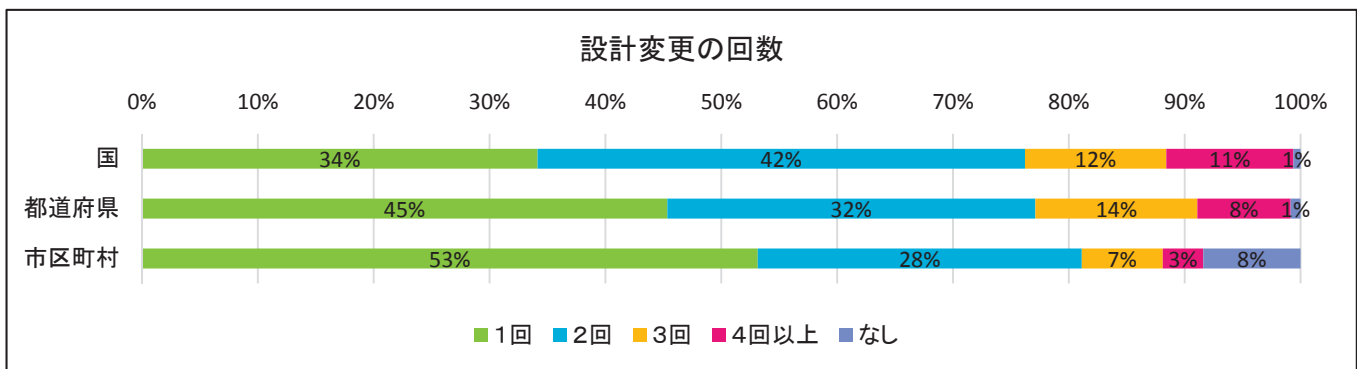
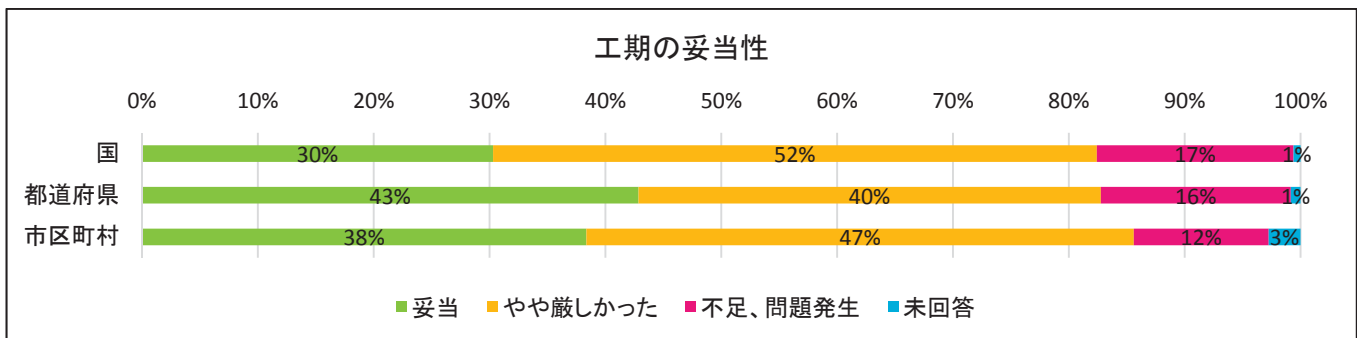
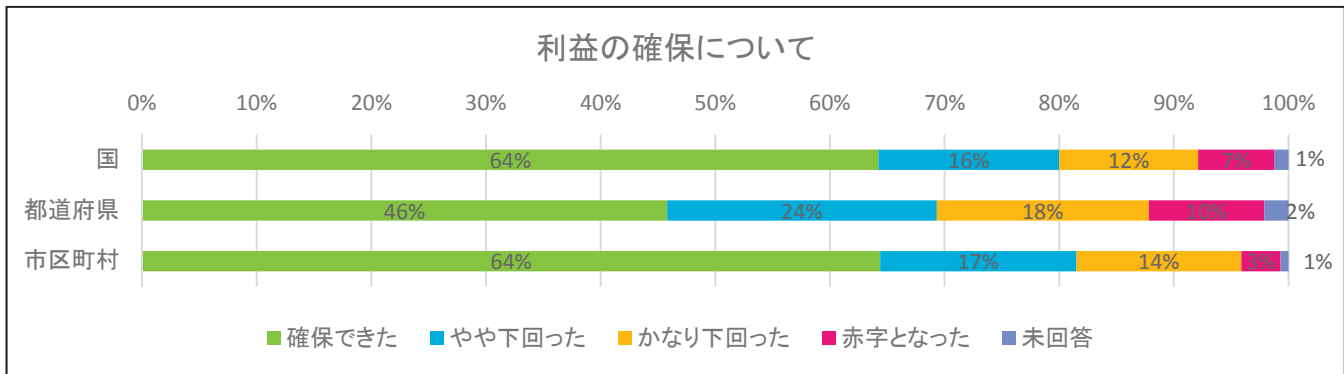
会員企業の施工工事の実態に関して、特に「設計変更」に係る各発注機関の対応状況について調査する。

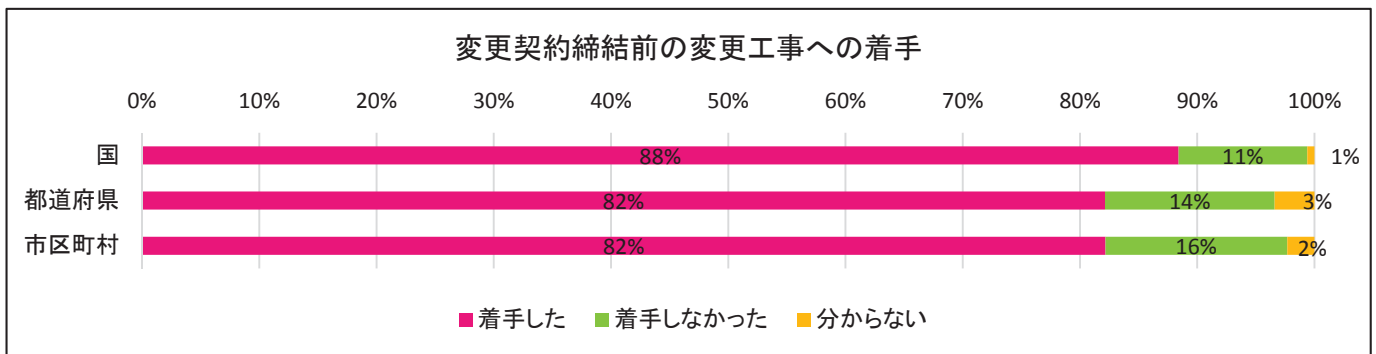
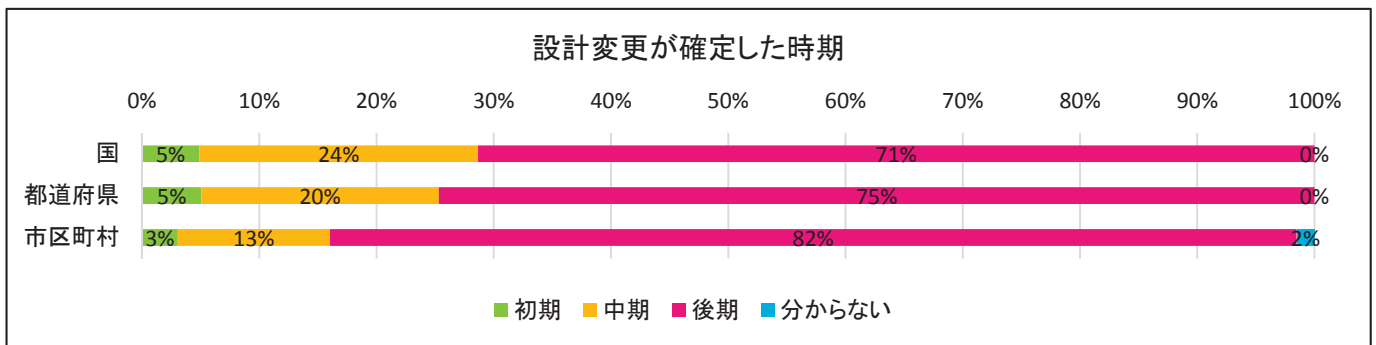
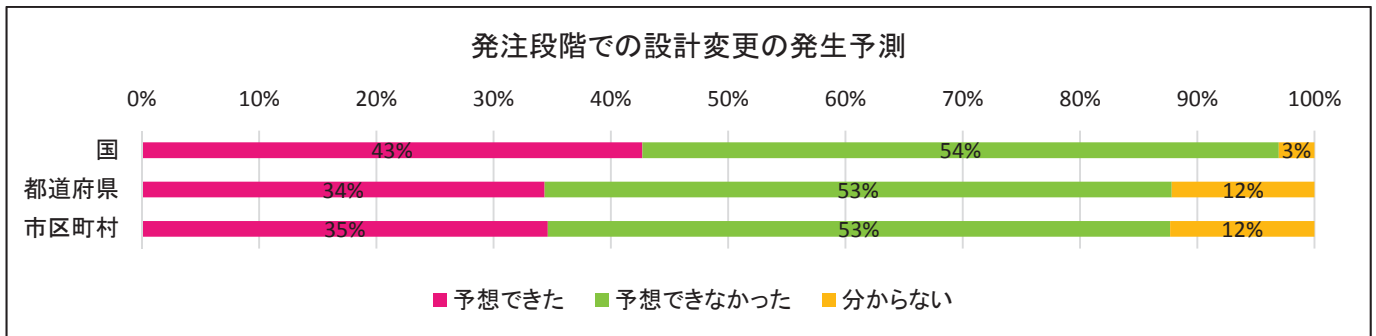
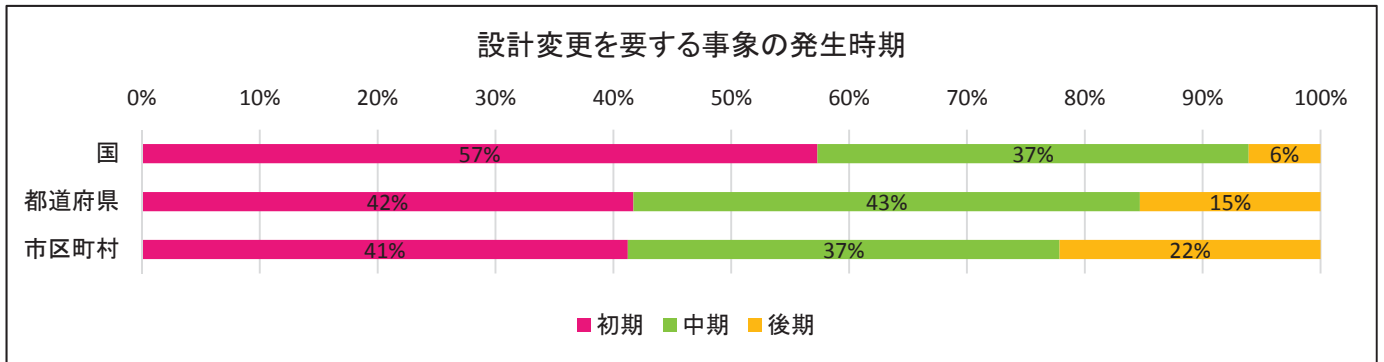
【実施概要】

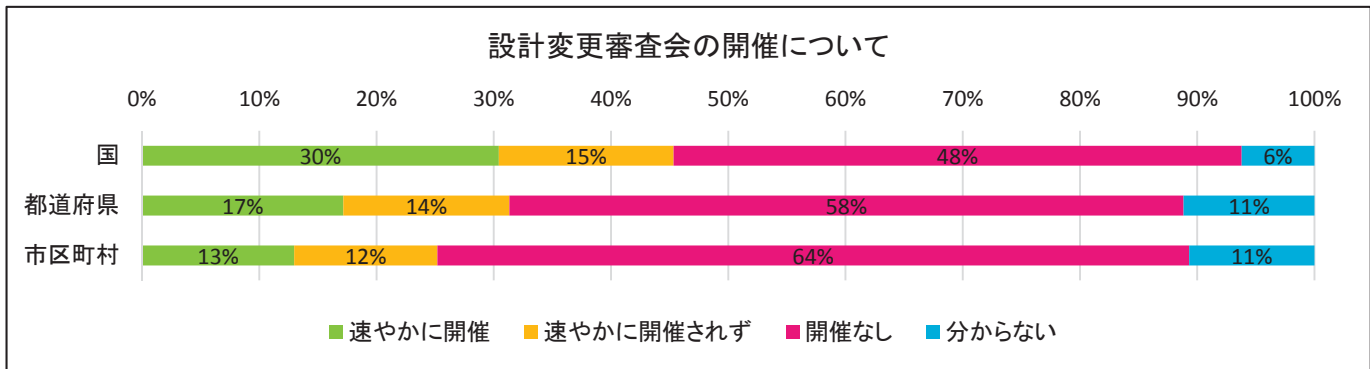
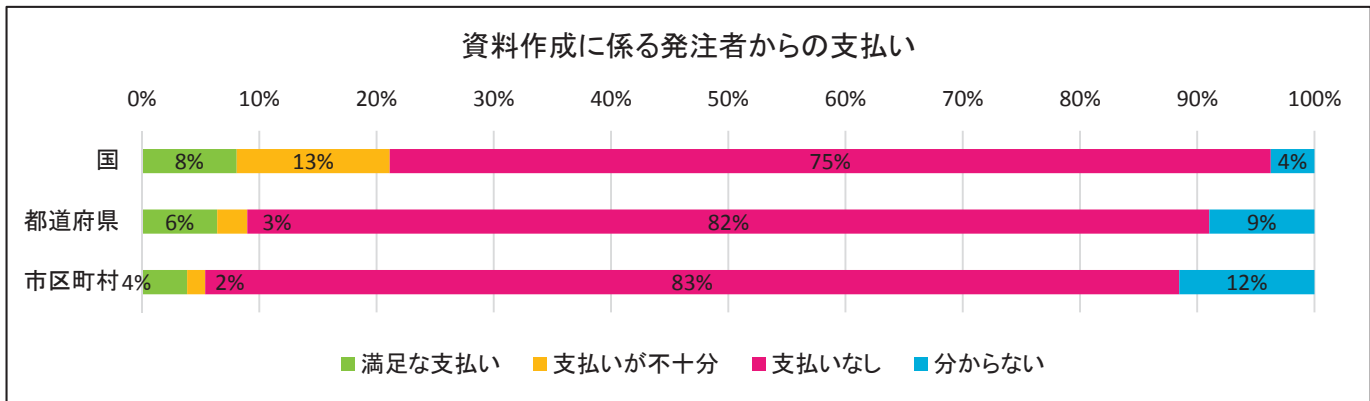
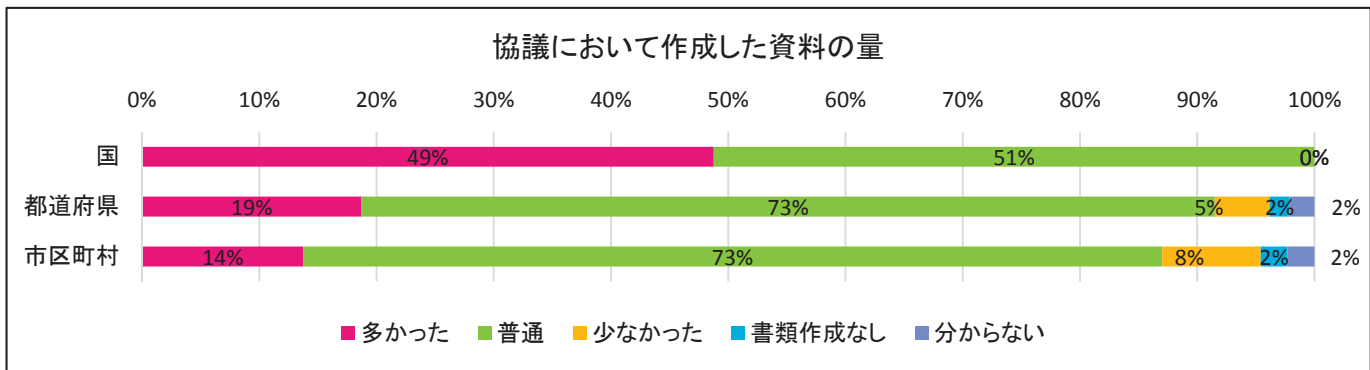
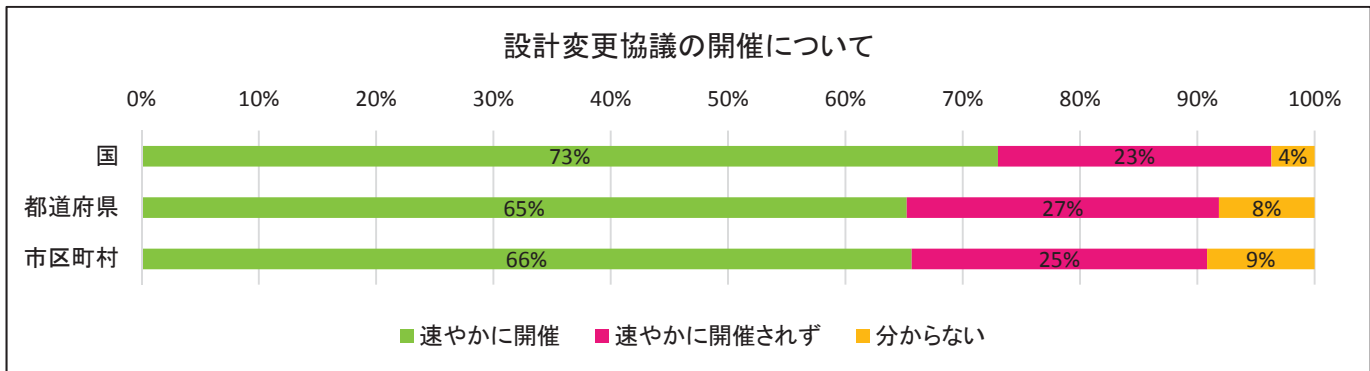
- ・調査日 平成 28 年 6 月～8 月
- ・対象工事 国（直轄工事）、都道府県、市区町村、その他発注の土木工事
※ J V 工事を除く
平成 27 年度の契約で平成 28 年 3 月 31 日までに完成した工事
※平成 26 年度に契約したいわゆる債務負担行為工事、ゼロ債工事などを含む。
- ・回答数 556 件（国 165 件、都道府県 238 件、市区町村 146 件、その他 7 件）

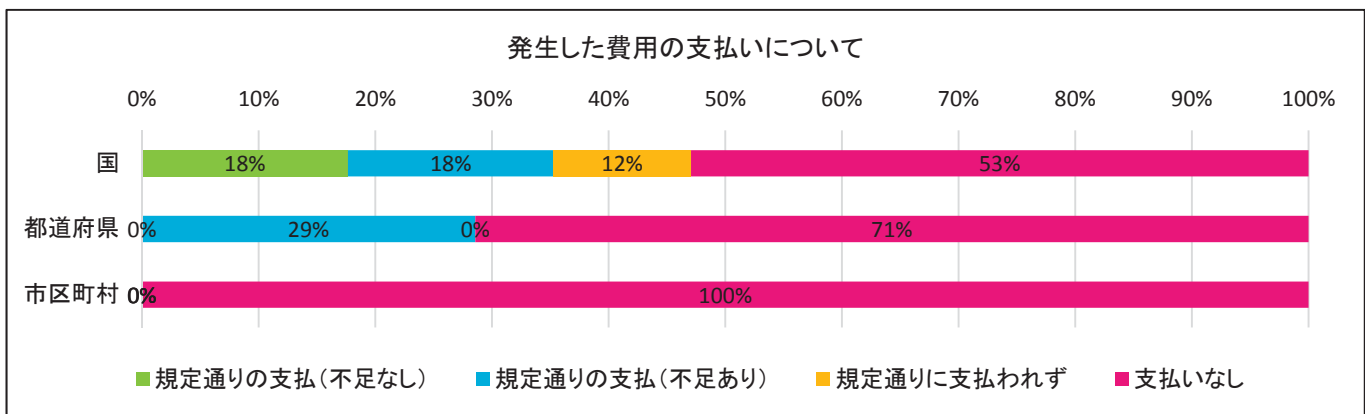
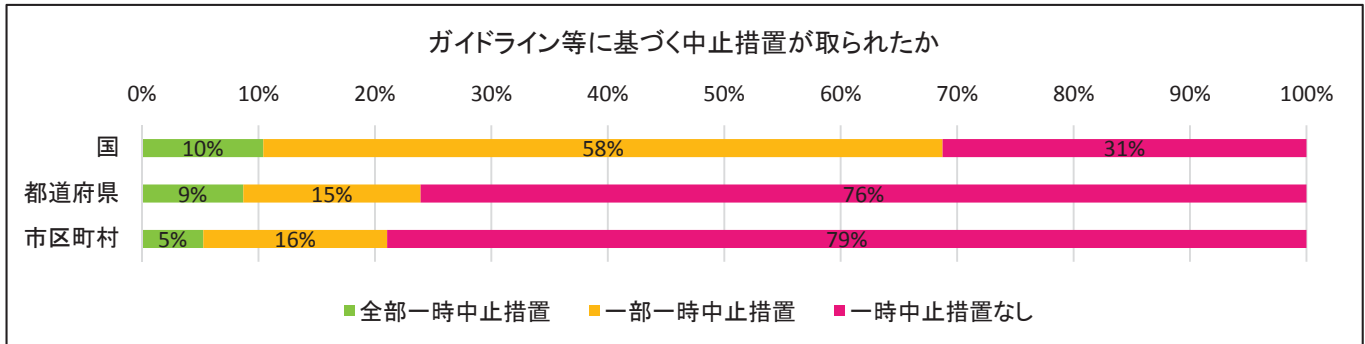
【調査結果の概要】

- 「利益の状況等」については、国、市区町村工事では、6割以上が「**予定通りの利益を確保**」しているが、都道府県工事は、半数以下（46%）となっている。
- 「工期の妥当性」については、各発注機関とも「やや厳しい」「不足、問題発生」とする割合が「妥当」とするもの以上に多い。
- 「設計変更の回数」は、「変更なし」を含め「**2回**」以内が国、都道府県工事で8割弱、市区町村工事で9割を占める。
- 設計変更に係る「**変更請負金額**」については、各発注機関いずれも「**適正**」が7割超。一方、「**適正でなかった**」は15%前後。
- 「設計変更となる（最初の）事象が発生した時期」を「**初期**」としているのは、国工事で6割弱、都道府県、市区町村工事で4割強。さらに、これら事象の発生を国工事で4割以上、都道府県、市区町村工事で3割以上が「**予想できた**」としている。
- 「**変更契約の確定時期**」は全体の7割以上が「**後期**」で、4割前後が時期は「**適切でなかった**」としている。なお、「**変更契約締結前の変更工事着手**」は全体の8割以上。
- 「**設計変更協議**」の発議は「**受注者**」からが5～6割。協議は約7割が「**速やかに開催**」されている。なお、「**概算変更金額の確認**」は、国工事で6割、都道府県、市区町村工事で約7割が確認できている。
- 設計変更協議における「**資料の量**」は、国工事で約半数が「**多かった**」としている。なお、「**資料作成に対する支払い**」は大半が「**支払いなし**」であり、支払いがあったのは、国工事で2割、都道府県、市区町村工事は1割に満たない。
- 「**設計変更審査会**」は、国で4割以上、都道府県で3割、市区町村で2割以上が開催。なお、「**開催効果**」については、7割前後が「**効果あり**」としている。
- 「**受注者の責任によらない事由による工事中止**」の発生は1割～3割。なお、「**ガイドライン等に基づく措置**」について、国では約7割で一時中止措置が取られているが、都道府県、市区町村は2割強にとどまる。
- 「**工事中止に伴う費用の発生**」に対する支払いは、国工事で約5割、都道府県工事で約3割が何らかの支払いを受けているが、市区町村工事では全ての回答が「**支払いなし**」となっている。









以上